

湘南西ブロック

秦野・伊勢原ブロック
ごみ処理広域化実施計画
(平成29年度～令和13年度)

平成29年(2017年)3月策定

令和4年(2022年)3月改定

秦野・伊勢原ブロック

秦野市・伊勢原市・秦野市伊勢原市環境衛生組合

目 次

1. 計画の策定に当たって	1
1.1 計画策定の目的.....	1
1.2 計画の対象となる廃棄物.....	3
1.3 計画の目標年次.....	3
1.4 ごみ処理の基本方針	4
1.5 計画の位置付け.....	5
2. ごみ処理に係る基礎的事項	6
2.1 秦野・伊勢原ブロックの概要.....	6
2.2 排出抑制・資源化の状況	14
2.3 分別区分等の状況	15
2.4 中間処理の状況.....	16
2.5 最終処分状況.....	18
2.6 人口の将来予測.....	19
2.7 ごみ量の将来予測	20
3. 減量・資源化目標	21
4. 排出抑制・資源化計画	22
4.1 実施方針	22
4.2 排出抑制・資源化施策.....	22
5. 中間処理・最終処分計画.....	27
5.1 中間処理・最終処分システム.....	27
5.2 実施方針	28
5.3 焼却施設	28
5.4 不燃・粗大ごみ処理施設	29
5.5 最終処分場.....	29
6. 施設整備スケジュール	29
7. 湘南西ブロックにおける協力体制	31
7.1 通常時における協力体制	31
7.2 緊急時・災害時における協力体制.....	31
資料1 人口とごみ量の予測.....	32
資料2 家庭ごみの組成分析.....	35
資料3 事業系ごみの組成分析	38
資料4 用語の解説.....	40

1. 計画の策定に当たって

1.1 計画策定の目的

神奈川県では、ダイオキシン類の削減対策、ごみの減量・資源化の推進による「循環型社会」の構築や、ごみの適正処理による環境負荷の低減、さらには各市町村における廃棄物処理施設の用地確保が困難であること、ごみ処理経費の増加など、多様なごみ処理課題に対応するため、平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。この計画において、秦野市及び伊勢原市（以下「両市」という。）は、平塚市、大磯町及び二宮町とともに3市2町で「湘南西ブロック」として位置付けられています。

湘南西ブロックでは、神奈川県ごみ処理広域化計画を受け、平成17年3月に「湘南西ブロックごみ処理広域化実現可能性調査」を実施し、広域処理システムについて検討した結果、平塚・大磯・二宮ブロックと秦野・伊勢原ブロックの2ブロック体制とし、各ブロックで広域処理システムを整備することになりました。この秦野・伊勢原ブロック（以下「本ブロック」という。）における廃棄物処理については、昭和36年以降、両市が秦野市伊勢原市環境衛生組合（設立当初は「秦野市外二町清掃処理組合」、以下「環境衛生組合」という。）を組織し、それぞれの市が収集運搬を、環境衛生組合が中間処理から最終処分までを行っています。そのため、本ブロックは、これまでと同様に両市が策定したごみ処理基本計画に基づく施策を展開していくこととなります。

両市では、平成28年度に15年間（平成29年度～令和13年度）のごみ処理基本計画を策定しました。それから5年が経過し、国が定めたごみ処理基本計画策定指針による改定年次に達したことや、近年、SDGs（持続可能な開発目標）等の環境負荷を低減する取組を推進していく機運が高まっていることなど、ごみを取り巻く環境の変化もあることから、令和3年度に計画を見直し、改定することとしました。

また、本ブロックにおいても同様に「秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画」（以下「本計画」という。）を策定し、ごみの減量・適正処理を推進してきました。本計画は策定から5年が経過し、令和3年度は計画見直し年度に当たります。両市のごみ処理基本計画の改定にあわせ、排出抑制・資源化、中間処理から最終処分に係る計画、施設の整備スケジュールなどをまとめ、今後のごみ処理に係る具体的な方針、施策を示す計画に改定するものです。

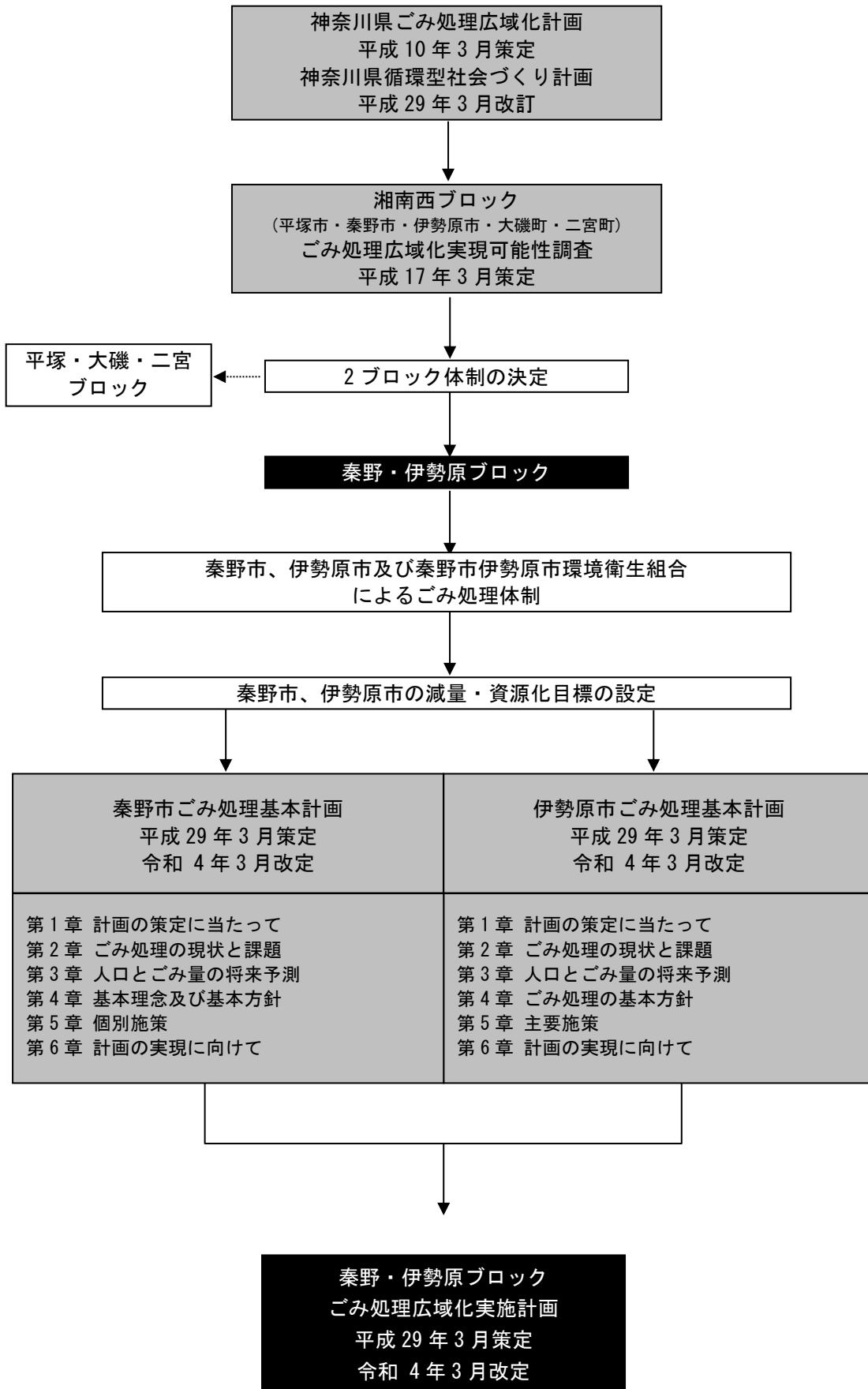


図 1.1 本計画策定の流れ

1.2 計画の対象となる廃棄物

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、本計画では、ブロック内で発生する一般廃棄物のうち、生活排水（し尿、浄化槽汚泥及び雑排水）を除いたものを計画の対象とします。

計画の対象となる廃棄物の内訳は、図 1.2 に示すとおりです。

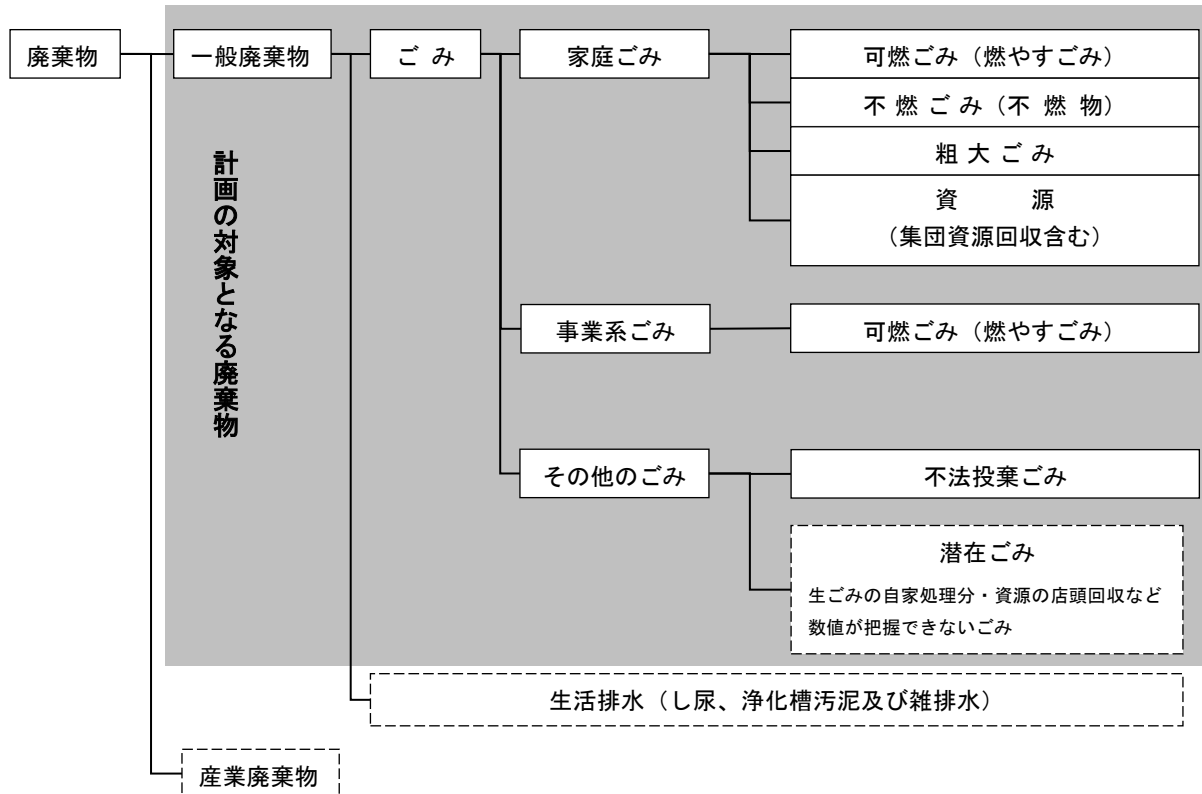
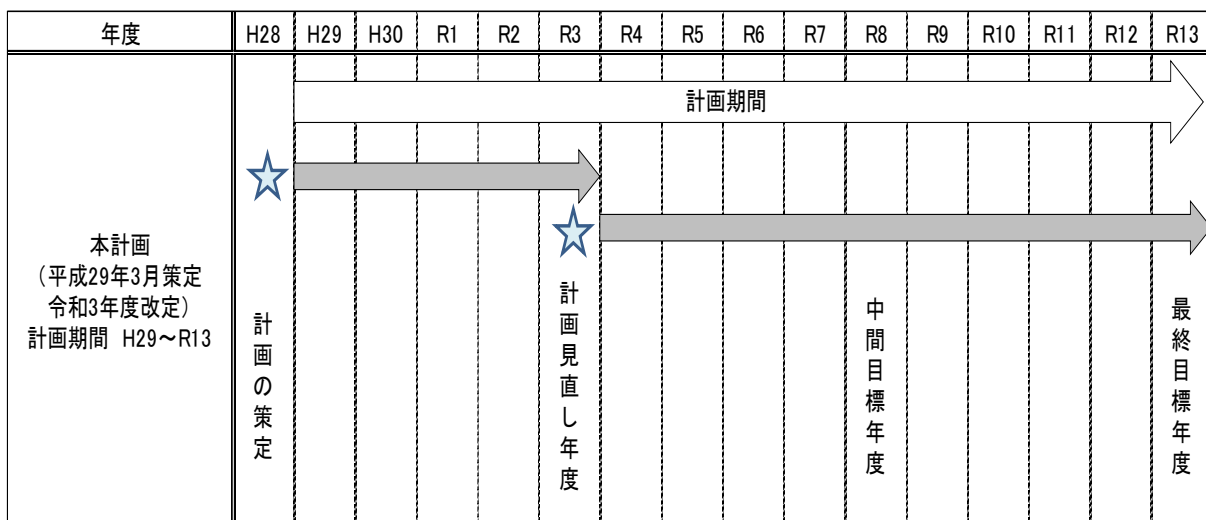


図 1.2 本計画の対象となる廃棄物

1.3 計画の目標年次

本計画は、平成 29 年度を初年度、令和 13 年度を最終目標年度とした 15 年間の計画です。

策定から 5 年目となる令和 3 年度（当初の中間目標年度）に、令和 4 年度から令和 13 年度までの計画を改定します。これにより、中間目標年度は、令和 3 年度から令和 8 年度に移行します。



1.4 ごみ処理の基本方針

本ブロックにおいては、ごみ処理を取り巻く様々な課題に対応しながら循環型社会の構築を目指すために、ごみ処理に当たっての基本方針を定め、これらに基づいてごみ処理を推進します。

ごみ処理の基本方針を次に示します。

ごみ処理の基本方針

◆ 発生抑制、再使用、再生利用の3R*に基づく廃棄物処理システムづくり

循環型社会を構築するため、ごみの発生をできるだけ抑制（リデュース：Reduce）し、使えるものはできるだけ再使用（リユース：Reuse）し、資源になるものは再生利用（リサイクル：Recycle）を進め、最後に残ったものを適正処理・処分する廃棄物処理システムづくりを推進します。

◆ 市民・事業者・行政の役割分担に基づく廃棄物処理システムづくり

市民・事業者・行政が、それぞれの役割を分担する三者のパートナーシップに基づく廃棄物処理システムづくりを推進します。

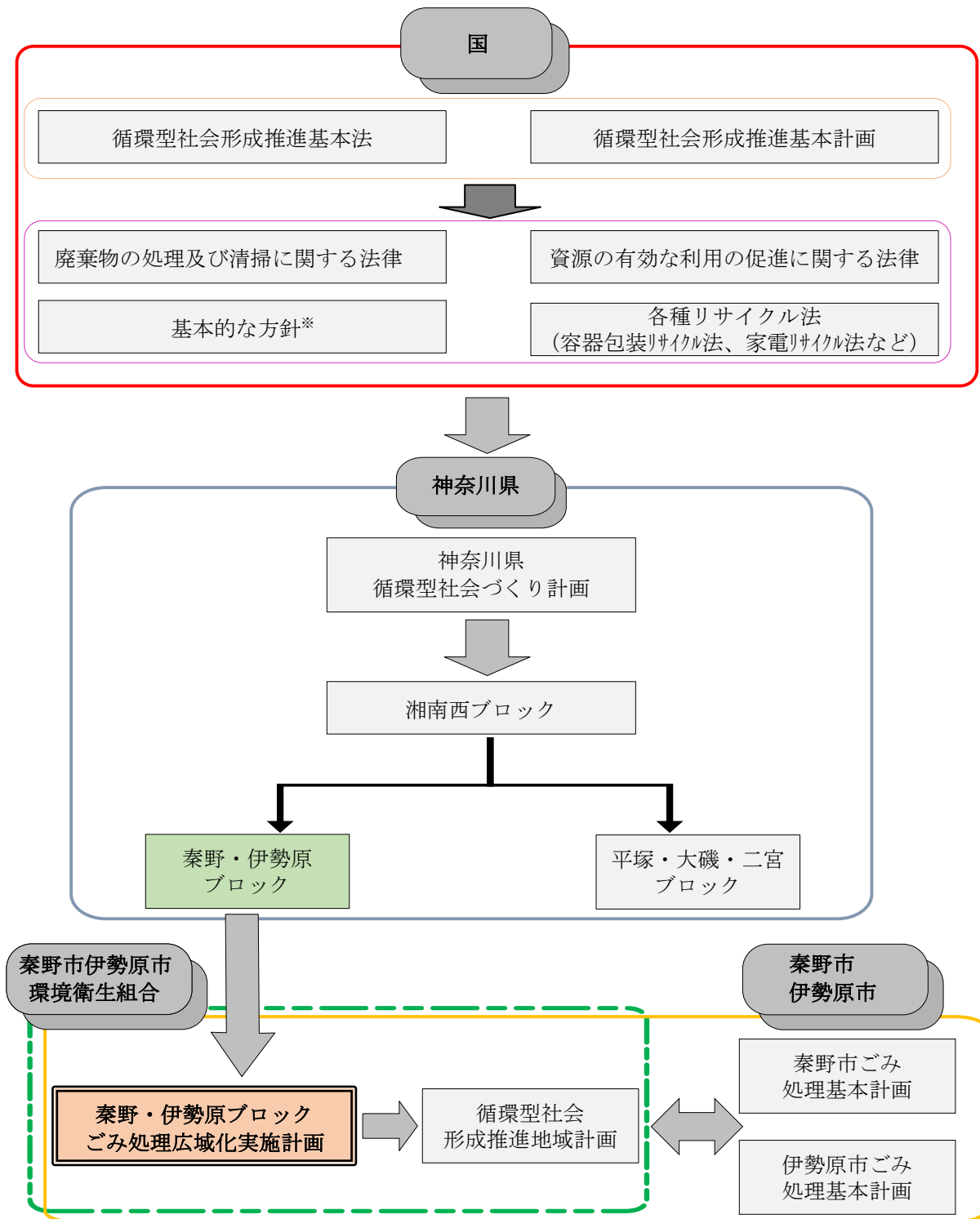
◆ 秦野市、伊勢原市及び環境衛生組合による効率的な廃棄物処理システムづくり

昭和36年に秦野市、西秦野町及び伊勢原町を構成団体とする環境衛生組合を設立して以降、収集及び運搬はそれぞれの市（町）が、中間処理から最終処分までは環境衛生組合が受け持っています。今後も本ブロックでは、両市及び環境衛生組合による効率的な廃棄物処理システムを継続していきます。

※ 発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）アルファベット頭文字が3つの“R”であることから、3Rと称します。

1.5 計画の位置付け

本計画と関連計画との位置付けを図 1.3 に示します。



※ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月 21 日、環境省）

図 1.3 本計画と関連計画の位置付け

2. ごみ処理に係る基礎的事項

2.1 秦野・伊勢原ブロックの概要

2.1.1 位置

本ブロックは神奈川県ほぼ中央から南西に位置しており、北は厚木市、清川村、山北町、南は平塚市、中井町、大井町、西は松田町に接しています。

本ブロックの位置を図 2.1 に示します。



出典：基盤地図情報（国土地理院）

図 2.1 本ブロックの位置図

2.1.2 人口及び世帯数

(1) 人口

秦野市の人口は減少する傾向にあり、伊勢原市の人口は横ばい傾向にあります。これらのことから本ブロックの人口は、緩やかに減少する傾向となっています。

なお、令和2年度における本ブロックの人口は、秦野市 162,439 人、伊勢原市 102,088 人の合計 264,527 人となっています。

本ブロックの人口の推移を表 2.1 及び図 2.2 に示します。

表 2.1 人口の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
本ブロック (人)	268,455	268,066	267,863	267,188	264,527
秦野市 (人)	166,668	165,909	165,393	165,051	162,439
伊勢原市 (人)	101,787	102,157	102,470	102,137	102,088

出典：「統計はだの」（秦野市）、「統計いせはら」（伊勢原市）ともに10月1日付人口

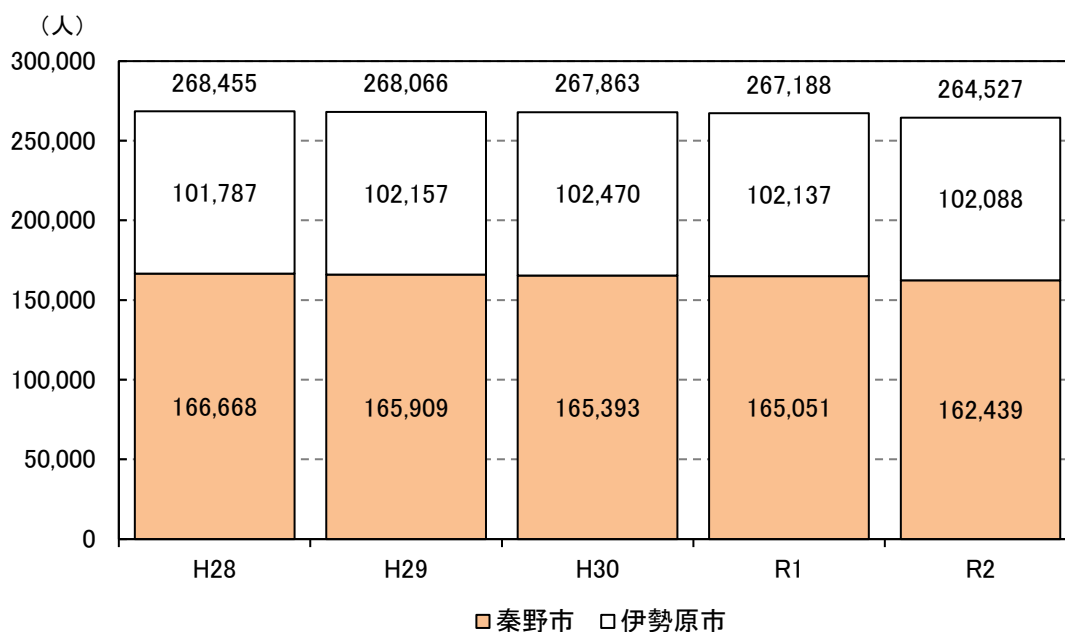


図 2.2 人口の推移

(2) 世帯数

秦野市の世帯数は、おおむね緩やかな増加傾向で推移していましたが、令和2年度には減少に転じています。また、伊勢原市の世帯数は緩やかな増加傾向で推移しています。本ブロックの世帯数は、秦野市の世帯数の減少分が伊勢原市の増加分よりも多いことから、秦野市と同様に推移しています。

令和2年度現在で秦野市 70,478 世帯、伊勢原市 46,140 世帯の、合計 116,618 世帯となっています。

本ブロックの世帯数の推移を表 2.2 及び図 2.3 に示します。

表 2.2 世帯数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
本ブロック (世帯)	113,952	114,950	116,398	117,681	116,618
秦野市 (世帯)	70,350	70,689	71,324	72,161	70,478
伊勢原市 (世帯)	43,602	44,261	45,074	45,520	46,140

出典：「統計はだの」（秦野市）、「統計いせはら」（伊勢原市）ともに10月1日付世帯数

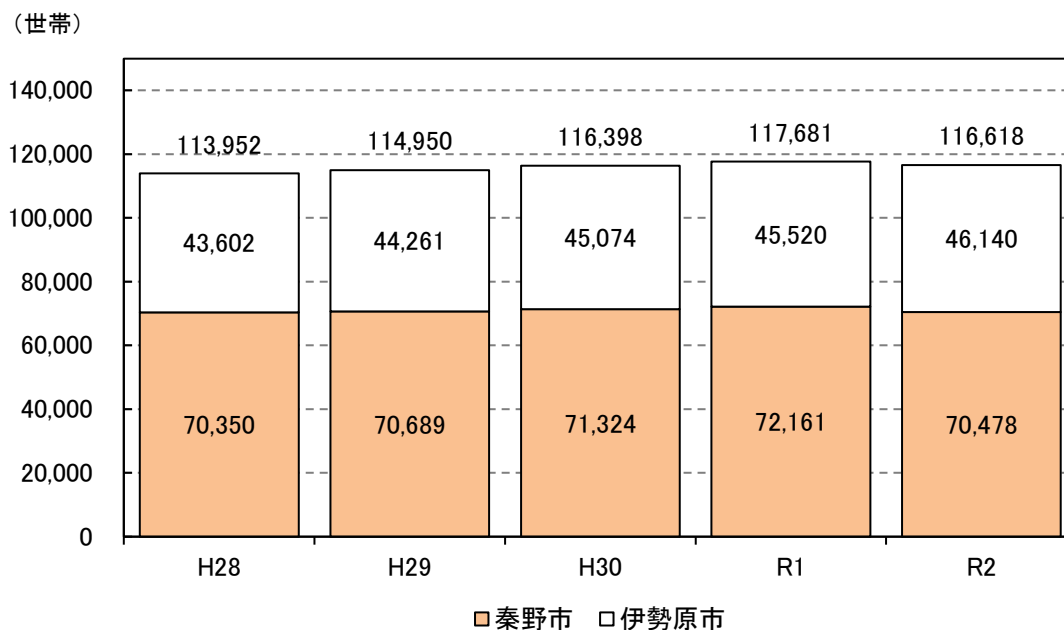


図 2.3 世帯数の推移

2.1.3 ごみ排出量の状況

(1) ごみ排出量

本ブロックの総ごみ排出量及び一人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度までは減少傾向となりました。

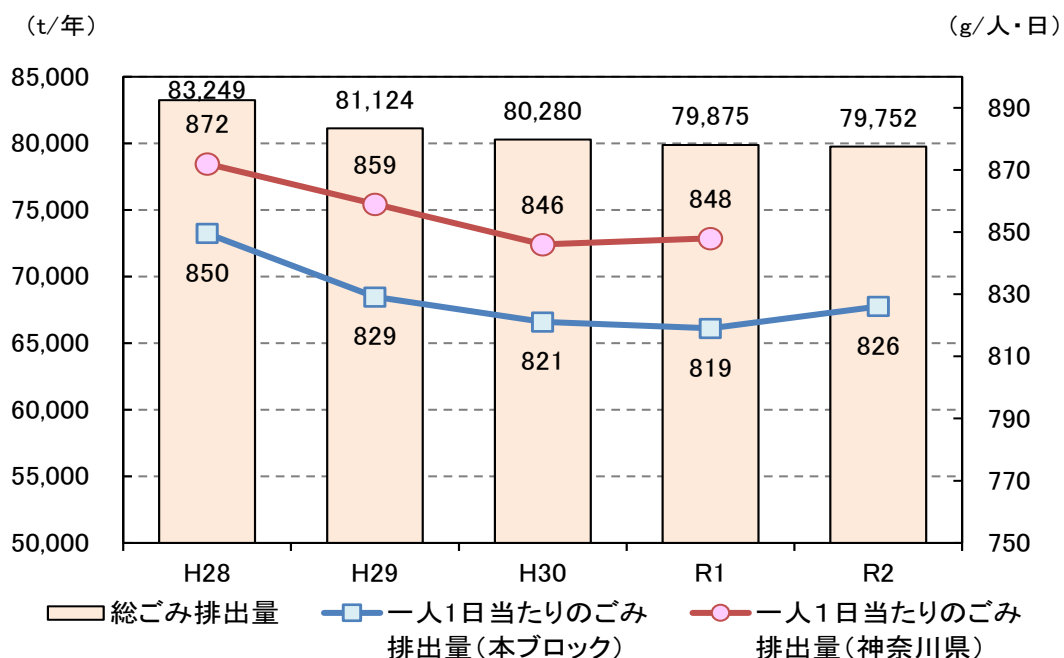
なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行（以下、「コロナ禍」という。）に伴う緊急事態宣言の発令により、外出自粛の要請や在宅勤務の奨励などといった異例の事態が続き、在宅時間が増えたことから、家庭ごみが増え、事業系ごみが減少するなど、ごみ排出量も例年の傾向と異なる推移を示しています。

ごみ排出量の推移を表 2.3 及び図 2.4 に示します。

表 2.3 ごみ排出量の推移

		H28	H29	H30	R1	R2
総ごみ排出量 (t/年)	本ブロック	83,249	81,124	80,280	79,875	79,752
	秦野市	51,306	49,846	49,172	48,904	48,986
	伊勢原市	31,943	31,278	31,108	30,971	30,766
一人1日当たりのごみ 排出量(本ブロック) (g/人・日)	本ブロック	850	829	821	819	826
	秦野市	843	823	815	812	826
	伊勢原市	860	839	832	831	826
一人1日当たりのごみ 排出量(神奈川県) (g/人・日)	神奈川県	872	859	846	848	-

※ 一人1日当たりのごみ排出量（神奈川県）の令和2年度値は、令和4年1月末時点で未公表。



※ 一人1日当たりのごみ排出量（神奈川県）の令和2年度値は、令和4年1月末時点で未公表。

図 2.4 ごみ排出量の推移

(2) 家庭ごみ排出量

本ブロックの家庭ごみ排出量は、令和元年度までは減少傾向となりました。

なお、令和2年度の家庭ごみ排出量は増加しており、コロナ禍により在宅時間が増えたことが要因と考えられます。

家庭ごみの排出量の推移を表 2.4 及び図 2.5 に示します。

表 2.4 家庭ごみ排出量の推移

年度		H28	H29	H30	R1	R2
本ブロック計 (t/年)		69,580	67,127	66,053	65,761	67,143
秦野市	合計 (t/年)	42,691	41,153	40,462	40,169	40,939
	収集ごみ (t/年)	40,724	39,647	39,358	39,151	40,068
	可燃ごみ (t/年)	30,570	29,580	28,256	25,627	25,947
	不燃ごみ (t/年)	1,028	1,026	1,100	1,157	1,302
	粗大ごみ (t/年)	799	815	819	898	1,089
	資源 (t/年)	8,327	8,226	9,183	11,469	11,730
	自己搬入ごみ (t/年)	1,234	821	521	536	508
伊勢原市	合計 (t/年)	26,889	25,974	25,591	25,592	26,204
収集ごみ (t/年)	26,202	25,536	25,179	25,174	25,710	
燃やすごみ (t/年)	20,311	19,545	19,192	18,870	18,749	
不燃物 (t/年)	565	580	569	626	758	
粗大ごみ (t/年)	644	680	675	734	836	
資源 (t/年)	4,682	4,731	4,743	4,944	5,367	
自己搬入ごみ (t/年)	665	416	392	398	478	
伊勢原市	集団資源回収 (t/年)	22	22	20	20	16

※ 端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。

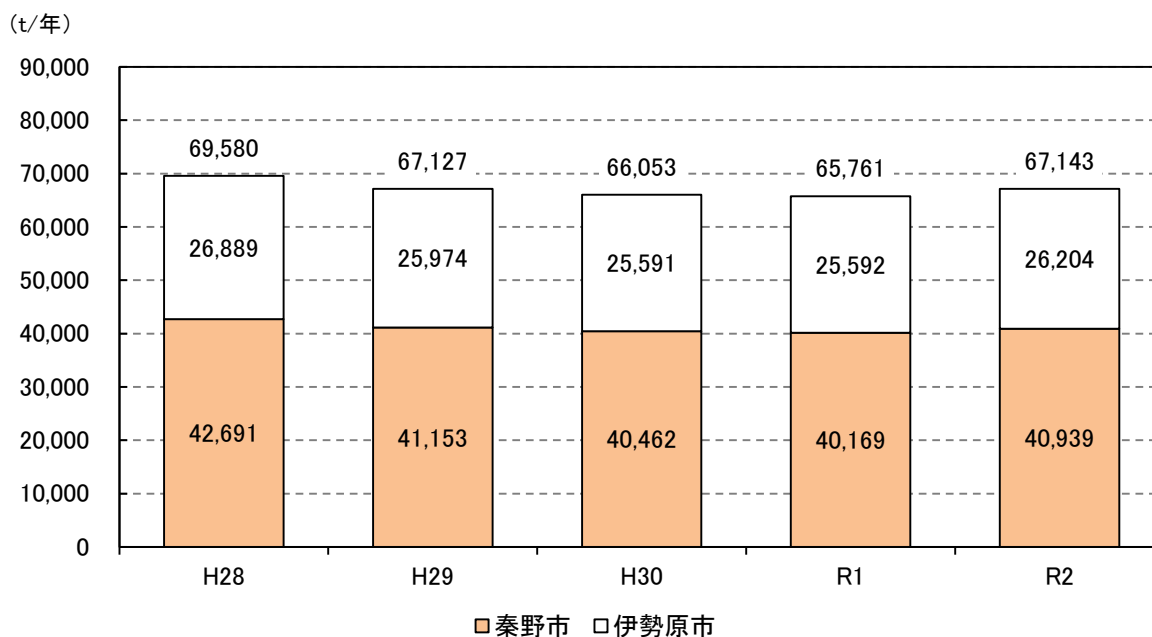


図 2.5 家庭ごみ排出量の推移

(3) 事業系ごみ排出量

本ブロックの事業系ごみ排出量は、増加傾向にありましたが、平成30年度をピークに減少に転じています。

なお、令和2年度の事業系ごみ排出量は計画値以上に減少しており、コロナ禍により在宅勤務が推奨されたことや、飲食店の時短営業・営業自粛などの影響を受けて事業活動が縮小したことが要因と考えられます。

事業系ごみの排出量の推移を表2.5及び図2.6に示します。

表 2.5 事業系ごみ排出量の推移

年度		H28	H29	H30	R1	R2
本ブロック計	(t/年)	13,669	13,997	14,227	14,114	12,609
	秦野市	8,615	8,693	8,710	8,735	8,047
	伊勢原市	5,054	5,304	5,517	5,379	4,562

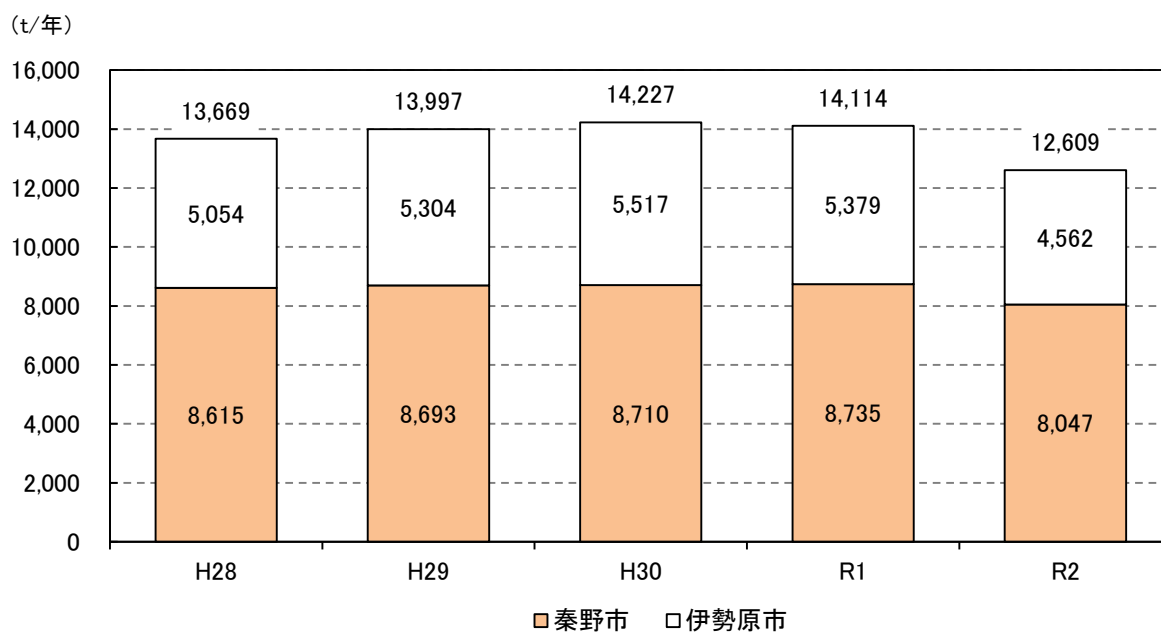


図 2.6 事業系ごみ排出量の推移

(4) 総ごみ排出量の内訳

本ブロックの総ごみ排出量の内訳は、約 56%を可燃ごみ（燃やすごみ）、次いで約 21%を資源が占めています。資源の内訳を見ると、新聞、雑誌類、ダンボールなどの紙類が約 40%を占めています。

本ブロックにおける令和元年度の総ごみ排出量の内訳を図 2.7 及び表 2.6 に示します。なお、総ごみ排出量は、コロナ禍によって緊急事態宣言が発令されたことなどによる外出自粛や休業要請、在宅勤務など異例の事態が続いた令和2年度実績値は参考値にとどめ、影響の少ない令和元年度の値を使用しています。

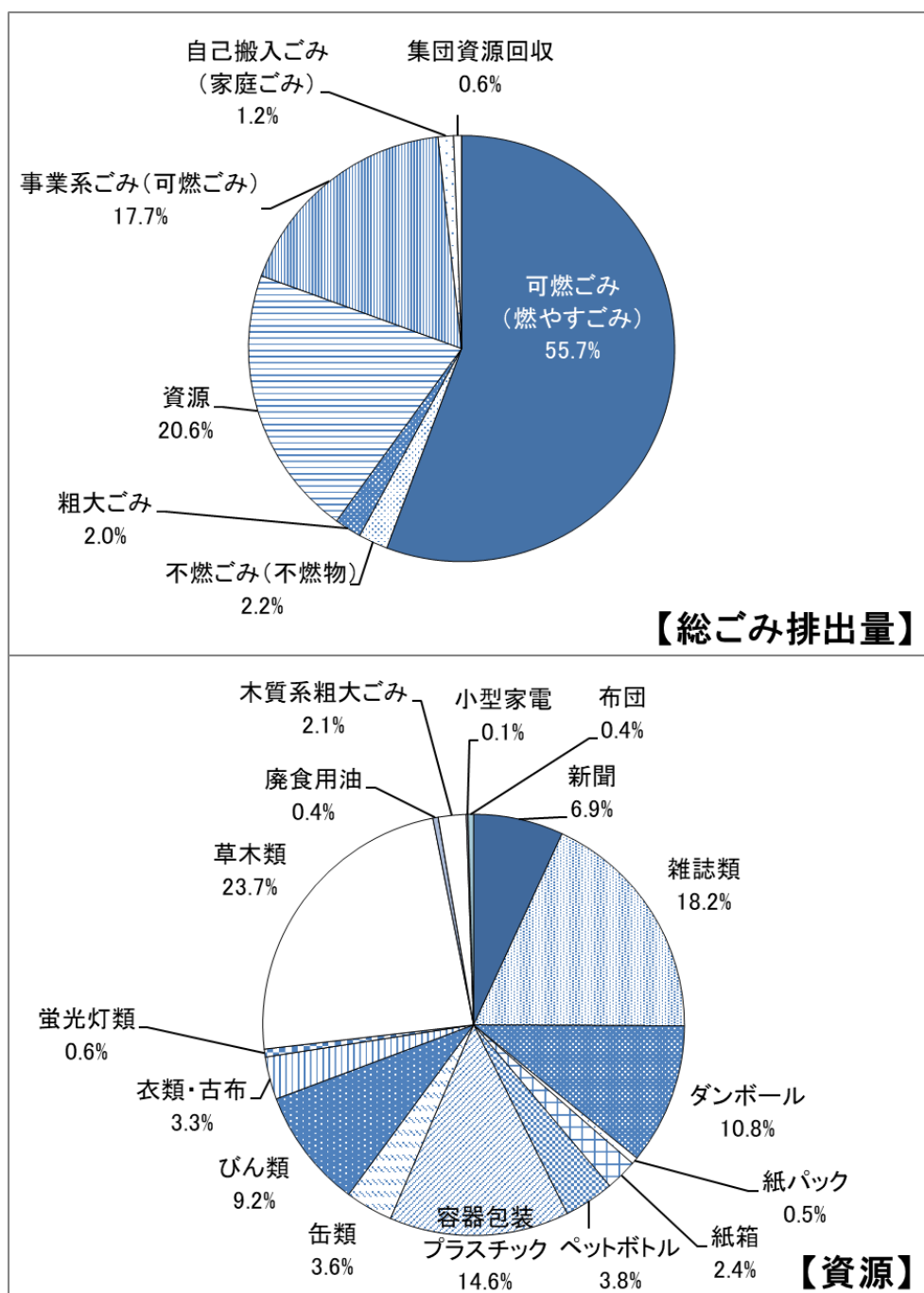


図 2.7 総ごみ排出量及び資源の内訳（本ブロック合計：令和元年度実績）

表 2.6 総ごみ排出量の内訳（令和元年度実績）

（単位：t）

項目	秦野市	伊勢原市	本ブロック		
収集ごみ	39,151	25,174	64,325	80.5%	-
可燃ごみ（燃やすごみ）	25,627	18,870	44,497	55.7%	-
不燃ごみ（不燃物）	1,157	626	1,783	2.2%	-
粗大ごみ	898	734	1,632	2.0%	-
資源	11,469	4,964	16,433	20.6%	100%
新聞	487	246	733	0.9%	4.5%
雑誌類 ^{※1}	1,848	1,198	3,046	3.8%	18.5%
ダンボール	1,134	680	1,814	2.3%	11.0%
紙パック ^{※2}	58	30	88	0.1%	0.5%
紙箱 ^{※3}	405	-	405	0.5%	2.5%
ペットボトル	428	315	743	0.9%	4.5%
容器包装プラスチック	1,448	860	2,308	2.9%	14.0%
缶類	377	234	611	0.8%	3.7%
びん類	945	594	1,539	1.9%	9.4%
透明（無色）	448	-	448	0.6%	-
茶色	303	-	303	0.4%	-
その他	194	-	194	0.2%	-
衣類・古布	282	265	547	0.7%	3.3%
蛍光灯類	103	0	103	0.1%	0.6%
廃食用油	38	31	69	0.1%	0.4%
木質系粗大ごみ	359	-	359	0.4%	2.2%
小型家電	16	6	22	0.0%	0.1%
草木類	3,520	456	3,976	5.0%	24.2%
布団	21	49	70	0.1%	0.4%
直接搬入ごみ	9,271	5,777	15,048	18.8%	-
事業系ごみ（可燃ごみ）	8,735	5,379	14,114	17.7%	-
自己搬入ごみ（家庭ごみ）	536	398	934	1.2%	-
個人搬入可燃ごみ	428	369	797	1.0%	-
個人搬入不燃ごみ	108	29	137	0.2%	-
ごみ排出量（集団回収資源を除く排出量合計）	48,422	30,951	79,373	99.4%	-
集団資源回収	482	20	502	0.6%	-
総ごみ排出量（集団回収資源を含む排出量合計）	48,904	30,971	79,875	100%	-

- ※1 伊勢原市では「雑紙」と「雑誌・書籍」を合わせて、「雑紙（雑誌・書籍を含む）」として集計している。
- ※2 秦野市では「牛乳等紙パック」、伊勢原市では「紙パック」と呼称。
- ※3 秦野市では「その他紙」と呼称。レシート等感熱紙も含まれている。
- ※4 伊勢原市の資源は、統計上、集団資源回収が含まれる。
- ※5 端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。

2.2 排出抑制・資源化の状況

本ブロックでは、両市それぞれが排出抑制と資源化の事業を実施し、環境衛生組合が中間処理（焼却、破碎選別）と最終処分を担っています。

近年の排出抑制・資源化の取組状況を表 2.7 に示します。

表 2.7 主な排出抑制・資源化施策

施策	実施主体
生ごみ処理機等の使用の推進	両市
生ごみの水切りの徹底のPR	両市
食品ロスの削減	両市
粗大ごみの再使用の推進	両市
粗大ごみの有料化	両市
草木類の資源化	両市
マイバッグ運動	両市
特定業種に対する減量化の実施	両市
資源分別の徹底	両市
集団資源回収の促進	両市
家具などの再生販売	両市
環境教育・普及施策	両市・環境衛生組合
焼却灰及び不燃物残渣の資源化	環境衛生組合
有価物の資源化	環境衛生組合

2.3 分別区分等の状況

両市それぞれの分別区分及び収集方法等を表 2.8 に示します。

表 2.8 両市の分別区分及び収集方法等

秦野市			
分別区分		収集方法	頻度
可燃ごみ	ステーション収集		週2回
	自己搬入		随時
不燃ごみ	ステーション収集		月1回
	自己搬入		随時
粗大ごみ	戸別収集		予約制月2回
	自己搬入		随時
容器包装プラスチック	容器包装プラスチック ペットボトル	ステーション収集	隔週水曜
蛍光灯など	蛍光灯		ステーション収集 月1回
	乾電池		
	リチウムコイン電池		
	水銀式の体温計・血圧計		
	使用済みスプレー缶 使用済み使い捨てライター		
資源物	古紙類	新聞	ステーション収集 月2回
		雑誌類	
		段ボール	
		牛乳等紙パック その他紙	
	衣類・布類		
	カン		
	ビン	透明	
		茶色	
		その他	
	廃食用油		
小型家電	拠点回収		随時
草木類	ステーション収集		週1回
伊勢原市			
分別区分		収集方法	頻度
燃やすごみ	ステーション収集		週2回
	自己搬入		随時
不燃物	ステーション収集		月2回
	自己搬入		随時
粗大ごみ	戸別収集		随時
	自己搬入		
容器包装プラスチック	容器包装プラスチック ペットボトル	ステーション収集	週1回 月2回
有害物	蛍光管		ステーション収集 月2回
	乾電池		
	水銀式体温計		
	カセットボンベ・スプレー缶類 使い捨てライター		
資源物	古紙類	新聞紙	ステーション収集 月2回
		雑誌・書籍	
		段ボール	
		紙パック	
		雑紙 (紙箱・包装紙・ハガキ等)	
	衣類・古布		
	缶類		
	ガラスびん	無色	
茶色			
その他色			
廃食用油			
小型家電	ボックス回収 自己搬入		随時
草木類	戸別収集		随時
	自己搬入		

2.4 中間処理の状況

両市それぞれのごみの分別区分ごとの中間処理方法などについて、表 2.9 に示します。また、環境衛生組合の中間処理施設の概要を表 2.10 及び表 2.11 に示します。

表 2.9 両市の中間処理方法など

秦野市		分別区分	処理施設など
可燃ごみ			環境衛生組合
不燃ごみ			
粗大ごみ	粗大ごみ		委託(民間)
	木質系粗大ごみ		
	布団・毛布		
容器包装プラスチック	容器包装プラスチック		委託(指定法人)
	ペットボトル		
蛍光灯など※	蛍光灯		環境衛生組合※
	乾電池		
	リチウムコイン電池		
	水銀式の体温計・血圧計		
	使用済みスプレー缶		
	使用済み使い捨てライター		
資源物	古紙類	新聞	委託(民間)
		雑誌類	
		段ボール	
		牛乳等紙パック	
		その他紙	
衣類・布類		委託(指定法人)	
カン			
ビン	透明		
	茶色		
	その他		
廃食用油		委託(民間)	
小型家電			委託(民間)
草木類			

※ 環境衛生組合で一時保管後、搬出。

伊勢原市		分別区分	処理施設など
燃やすごみ			環境衛生組合
不燃物			
粗大ごみ	粗大ごみ		委託(民間)
	木質系粗大ごみ		
	布団		
容器包装プラスチック※ ¹	容器包装プラスチック		伊勢原市資源リサイクルセンター
	ペットボトル		
有害物※ ²	蛍光管		環境衛生組合
	乾電池		
	水銀式体温計		
	カセットボンベ・スプレー缶類		
	使い捨てライター		
資源物	古紙類	新聞紙	委託(民間)
		雑誌・書籍	
		段ボール	
		紙パック	
		雑紙 (紙箱・包装紙・ハガキ等)	
衣類・古布		伊勢原市資源リサイクルセンター	
缶類			
ガラスびん	無色		
	茶色		
	その他色		
廃食用油		委託(民間)	
小型家電			福祉事業所・委託(民間)
草木類			委託(民間)

※¹ 伊勢原市資源リサイクルセンターで、中間処理後、民間事業者へ搬出。

※² 環境衛生組合で一時保管後、搬出。

表 2.10 環境衛生組合の焼却施設概要

区分	はだのクリーンセンター	伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設
処理能力	200t/日(100t/日×2基)	90t/日
型式	ストーカ式	ストーカ式
ピット容積	8,140m ³	870m ³
建設年月	平成 22 年 2 月 ～平成 25 年 1 月	昭和 58 年 2 月 ～昭和 60 年 10 月
備考	ごみ発電 (定格 3,820kW)	令和 5 年度末までに稼働停止

表 2.11 環境衛生組合の不燃・粗大ごみ処理施設概要

設備区分	伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設		
	圧縮 手選別	破碎	受入・供給 (ピット&クレーン)
処理能力	12t/5h 10t/5h	30t/5h	400m ³
建設年月	昭和 46 年 7 月～ 昭和 47 年 1 月	昭和 54 年 6 月～ 昭和 54 年 12 月	昭和 62 年 6 月～ 昭和 63 年 3 月
備考	油圧プレス式 コンベヤ選別	縦型回転式	鉄筋コンクリート水密構造 天井走行クレーン

2.5 最終処分の状況

はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場 90 t /日焼却施設から排出される焼却灰（主灰及び飛灰）は、栗原一般廃棄物最終処分場へ埋立処分するとともに、圏外の民間施設において資源化処理及び埋立処分しています。

また、不燃物残渣については、全量を圏外の民間施設で資源化処理及び埋立処分しています。

なお、栗原一般廃棄物最終処分場は令和5年度末が埋立終了期限となっており、令和6年度以降の焼却灰の処理処分については、圏外の民間施設で資源化処理を中心とし、一部を埋立処分します。

栗原一般廃棄物最終処分場の概要を表 2.12 に、焼却灰の処理処分の状況を表 2.13 に示します。

表 2.12 栗原一般廃棄物最終処分場の概要

項目	内容		
敷地面積	24,370.69m ²		
埋立面積・容量	(一期分)	4,700m ²	25,500m ³
	(二期分)	12,060m ²	107,000m ³
	(変更届出分)	0m ²	42,500m ³
	(全体計画)	16,760m ²	175,000m ³
埋立開始	平成5年5月		
埋立構造・方式	準好気性埋立・セル方式		

表 2.13 焼却灰の処理処分の状況

分類		灰の種類	令和2年度 (実績)	令和6年度 (推計)
栗原一般廃棄物 最終処分場		主灰	1,041t	-
		飛灰	1,899t	-
		小計	2,940t	-
圏外搬出	資源化処理	主灰	3,000t	4,090t
		飛灰	185t	1,350t
		小計	3,185t	5,440t
	埋立処分	主灰	50t	-
		飛灰	-	670t
		小計	50t	670t
合計			6,175t	6,110t

2.6 人口の将来予測

本ブロックの人口は、今後も減少し、最終目標年度である令和13年度には約255,000人になると推計しています。

本ブロックにおける推計人口を表2.14及び図2.8に示します。

表 2.14 推計人口

	R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (推計)	R8 (中間目標年度)	R13 (最終目標年度)
本ブロック (人)	267,188	264,527	266,277	261,911	254,880
秦野市 (人)	165,051	162,439	164,416	161,380	156,596
伊勢原市 (人)	102,137	102,088	101,861	100,531	98,284

※1 秦野市の将来人口は、「秦野市人口ビジョン（令和3年3月時点）」を用いた。

※2 伊勢原市の将来人口は、「令和2年度伊勢原市次期総合計画策定基礎調査における将来推計人口結果」を用いた。

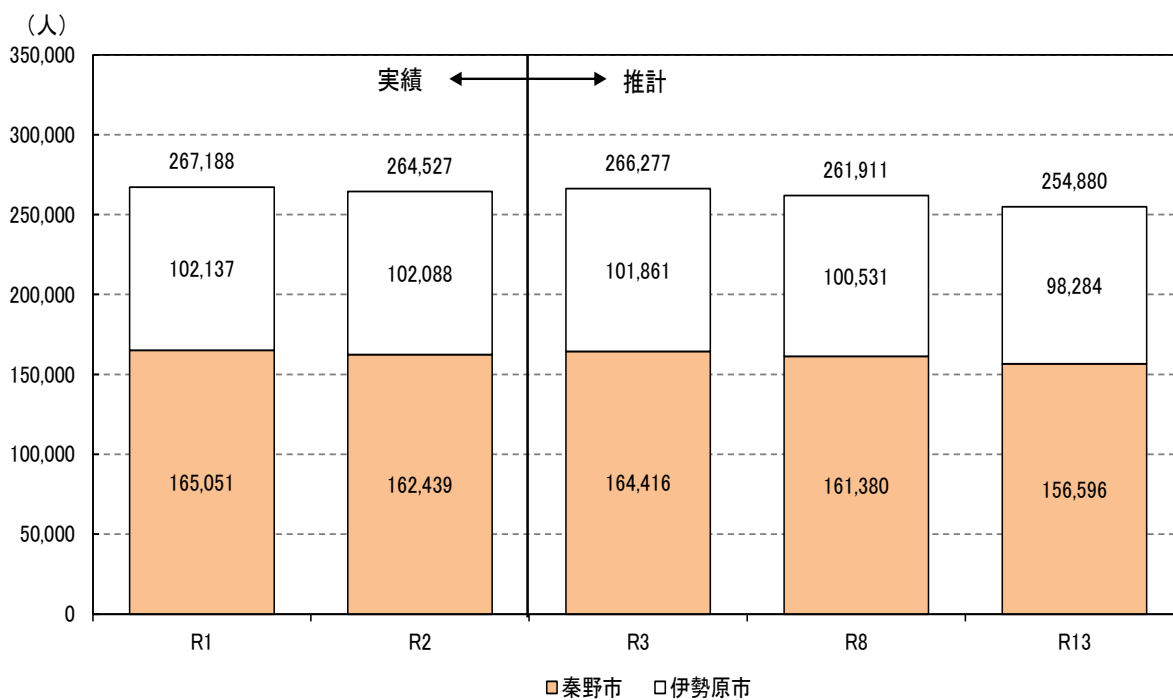


図 2.8 推計人口

2.7 ごみ量の将来予測

ごみ量の予測は、ごみの品目ごとの排出量を、減量・資源化施策の効果を考慮した上で推計しました。

本計画の推計値は、コロナ禍による異例の事態が続いた令和2年度実績値は参考値にとどめ、影響の少ない令和元年度までの値から将来推計をしています。

それぞれの収集区分ごとの将来ごみ量推計結果を、表 2.15 及び図 2.9 に示します。

表 2.15 ごみ量の推計

			R1	R2	R3	R8	R13
			(実績)	(実績)	(推計)	(中間目標年度)	(最終目標年度)
家庭ごみ	収集ごみ	① (t/年)	64,325	65,778	64,126	62,520	60,549
	可燃ごみ(燃やすごみ)	(t/年)	44,497	44,696	44,347	40,639	39,135
	不燃ごみ(不燃物)	(t/年)	1,783	2,060	1,777	1,747	1,700
	粗大ごみ	(t/年)	1,632	1,925	1,527	1,501	1,461
	資源	② (t/年)	16,413	17,097	16,475	18,633	18,253
	自己搬入ごみ	③ (t/年)	934	986	931	916	891
	個人搬入可燃ごみ	(t/年)	797	868	794	781	761
	個人搬入不燃ごみ	(t/年)	137	118	137	135	130
	集団資源回収	④ (t/年)	502	379	500	491	476
	家庭ごみ計	⑤=①+③+④ (t/年)	65,761	67,143	65,557	63,927	61,916
	(原単位)	⑥=⑤/⑮/年間日数*10の6乗 (g/人年)	674.3	695.4	674.5	668.7	665.5
事業系ごみ	⑦ (t/年)	14,114	12,609	14,065	12,995	12,643	
	減量率※1(R1基準) (%)	0.0	10.7	0.3	7.9	10.4	
	減量量(R1基準) (t)	0	1,505	49	1,119	1,471	
総量	ごみ排出量	⑧=①+③+⑦ (t/年)	79,373	79,373	79,122	76,431	74,083
	総ごみ排出量	⑨=⑤+⑦ (t/年)	79,875	79,752	79,622	76,922	74,559
原単位	ごみ排出量原単位	⑩=⑧/⑮/年間日数*10の6乗 (g/人年)	813.9	822.1	814.1	799.5	796.3
	総ごみ排出量原単位	⑪=⑨/⑮/年間日数*10の6乗 (g/人年)	819.0	826.0	819.2	804.6	801.4
	減量率※1(R1基準) (%)	0.0	0.1	0.2	6.4	7.0	
施設における資源化量	⑫ (t/年)	4,965	4,828	4,856	6,951	6,727	
総資源化量(中間処理後含む)	⑬=②+④+⑫ (t/年)	21,880	22,304	21,831	26,075	25,456	
資源化率(中間処理後含む)	⑭=⑬/⑨×100 (%)	27.4	28.0	27.4	33.9	34.1	
人口	⑮ (人)	267,188	264,527	266,277	261,911	254,880	

※1 推計における減量率は、令和元年度を基準年度としている。

※2 端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。

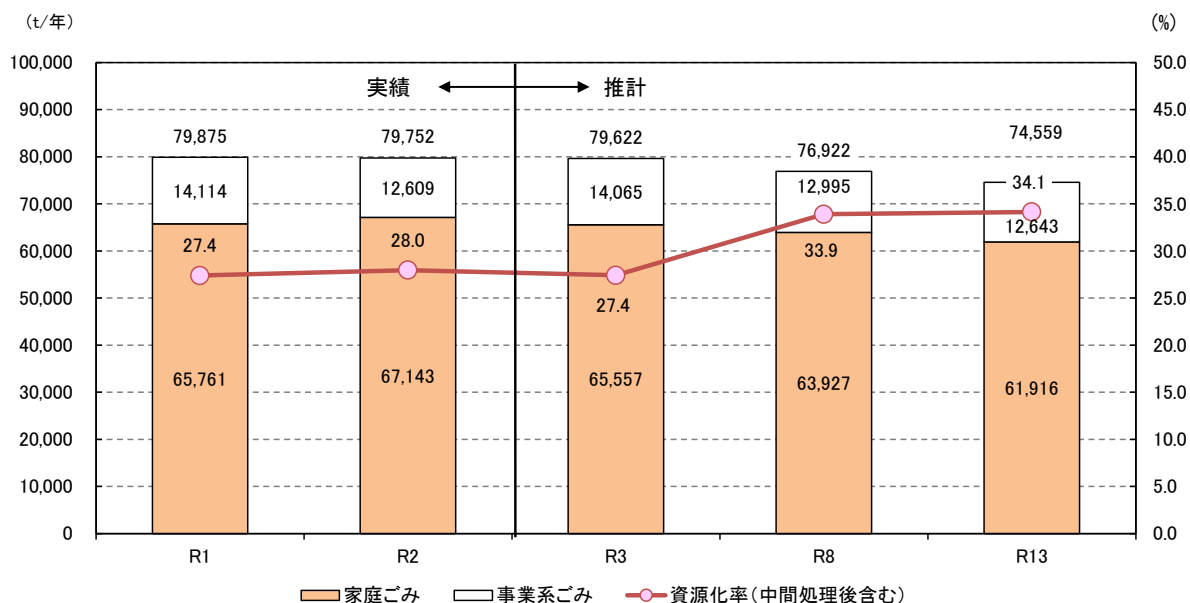


図 2.9 ごみ量(家庭ごみ、事業系ごみ)と資源化率の推計

3. 減量・資源化目標

本ブロック及び両市の減量・資源化目標は表 3.1 のとおりです。

減量・資源化目標を達成するための具体的な施策は、「4.2 排出抑制・資源化施策」に示します。

表 3.1 減量・資源化目標

		中間目標	最終目標	参考(実績)	
		令和 8 年度	令和 13 年度	令和元年度	令和 2 年度
本ブロック	総ごみ排出量 ^{※1}	76,922t	74,559t	79,875t	79,752t
	焼却対象量 ^{※2}	55,385t	53,482t	60,495t	59,450t
	資源化率 ^{※3}	33.9%	34.1%	27.4%	28.0%
秦野市	総ごみ排出量	47,342t	45,896t	48,904t	48,986t
	焼却対象量	33,573t	32,538t	35,452t	35,185t
	資源化率	34.9%	35.0%	30.5%	30.6%
伊勢原市	総ごみ排出量	29,580t	28,663t	30,971t	30,766t
	焼却対象量	21,812t	20,944t	25,043t	24,265t
	資源化率	32.3%	33.0%	22.5%	23.8%

※1 総ごみ排出量：家庭可燃ごみ（燃やすごみ）、不燃ごみ（不燃物）、粗大ごみ、資源（集団資源回収含む）及び事業系ごみの合計

※2 焼却対象量：家庭可燃ごみ（燃やすごみ）、不燃ごみ（不燃物）・粗大ごみ中の可燃性の部分、事業系ごみ及び汚泥のうち、その年度の搬入量の合計

※3 資源化率(%)：総資源化量〔(直接資源化量)+(集団資源回収量)+(粗大ごみ処理施設からの資源回収量)+(焼却灰資源化量)+(圏外搬出資源化量)〕÷総ごみ排出量×100

4. 排出抑制・資源化計画

4.1 実施方針

排出抑制・資源化計画に係る本ブロックの方針を図 4.1 に示します。

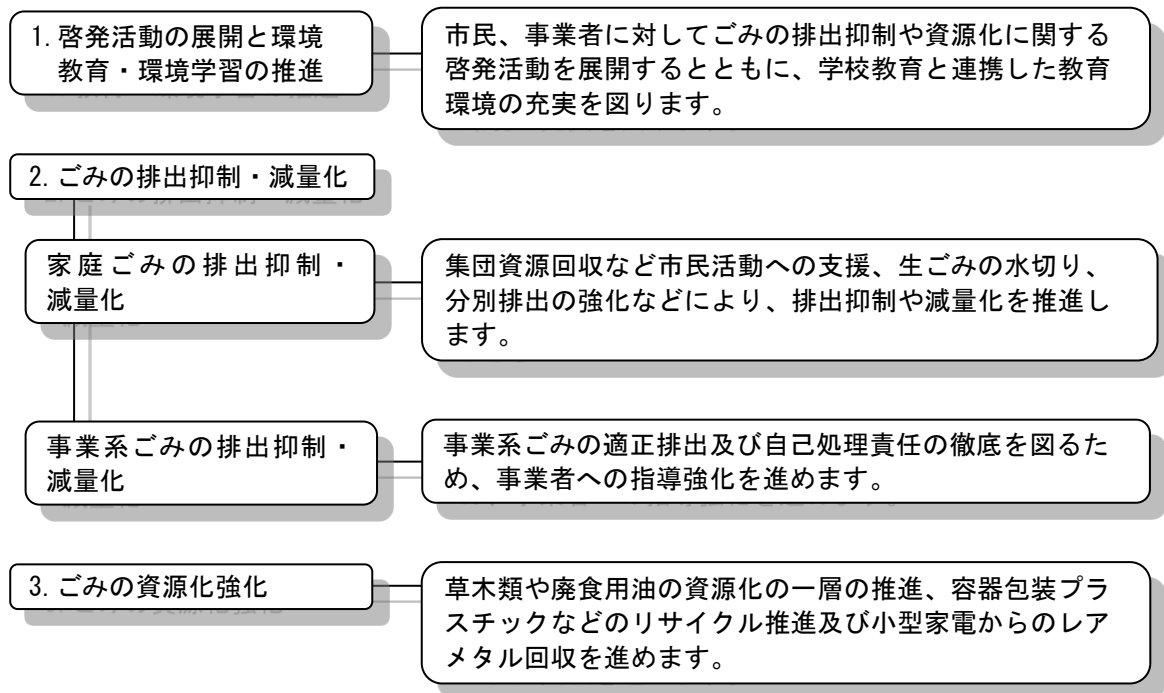


図 4.1 排出抑制・資源化計画に係る本ブロックの方針

4.2 排出抑制・資源化施策

4.2.1 啓発活動の展開と環境教育・環境学習の推進

(1) 啓発活動の展開

1) 再生品の利用促進と普及拡大

秦野市では、粗大ごみのうち、まだ使用可能な家具類を低価格で販売するイベント「リユース！もったいないDay！」を開催するとともに、会場では市民から持ち寄られた未使用のえんぴつ・食器などを無償配布します。

伊勢原市では、多くの市民が訪れるリサイクル展でごみの減量化・資源化に関するパネル展示などの意識啓発を行うとともに、シルバー人材センターが修理した再生家具などを販売します。

2) 効果的な啓発媒体の活用と内容の拡充

秦野市では、広報特集号や「ごみ減量通信」の発行、啓発パネルの展示、ホームページ、5か国語に対応したごみ分別促進アプリ、市公式 LINE アカウントなど様々な広報媒体を通じてごみと資源の現状・目指す状態、分別ルール、生活や事業活動の中で実施できる取組例などを分かりやすく情報提供します。

さらに、ごみの減量や資源化に向けた市民、事業者、自治会などの取組や課題を紹介し、共有することで、それぞれが生活や事業活動を通じて循環型社会の実現や安定的なごみ処理に向けて主体的に実践する風土を醸成します。

伊勢原市では、市の広報紙や SNS (LINE やフェイスブック) などの多様な媒体の特性を生かし、ごみの減量化・資源化に関する取組を、分かりやすい内容で市民に伝えることで、意識啓発を推進します。

環境衛生組合では、動画投稿サイト YouTube 上に「はだの・いせはらクリセンチャンネル」を開設し、焼却施設をはじめとした施設案内やごみの自己搬入手順の解説動画等を公開しているほか、ホームページ上でもごみの減量状況を公開するなど、ごみの減量や適正処理等の意識啓発活動を推進します。

3) ごみや資源の分け方・出し方ルールの徹底

秦野市では、「ごみと資源の分け方・出し方ガイド」、「ごみと資源の分別カレンダー」、ごみ分別促進アプリ、市公式 LINE アカウント等各種媒体を用いて広く市民にごみと資源の分け方・出し方やストックハウスの活用について周知し、分別の徹底を呼びかけます。

伊勢原市では、市公式 LINE アカウントにより、ごみと資源の分け方・出し方を周知するとともに、「いせはら分別ガイド」や「ごみと資源収集カレンダー」を配布します。また、ごみの減量化・資源化を推進するため、適切な分別を行い、指定の収集日に出すルールやマナーの遵守及びごみの減量化・資源化に関して更なる意識啓発を図ります。

4) マイバッグ・マイボトル運動の拡充

両市では、プラスチックごみになるレジ袋やペットボトルの削減のためにマイバッグの利用やマイボトルの持参など、ごみを出さないライフスタイルへの転換を促進します。

(2) 環境教育・環境学習の推進

幼少期の環境教育は、ごみに対する関心を高めるとともに、各家庭での分別徹底や適正排出において相乗効果をもたらすと考えられます。

秦野市では、未来を担う子どもたちへ現在の世代の取組を伝えるとともに、市民が自らの意思で学べるよう出前講座やエコスクールなど環境学習の機会を提供します。

伊勢原市では、市政出前ミーティングや市内施設めぐりなどの機会を通じて、ごみ処理や減量化・資源化に関する取組について説明します。ごみの問題を環境教育や生涯学習の一環として捉え、更なる意識の向上に取組めます。

環境衛生組合では、はだのクリーンセンターの施設見学や、公募型の施設見学会である「クリセンフェスタ」等を実施し、ごみ処理の仕組みや発電をはじめとしたサーマルリサイクル、また、焼却灰の資源化等ごみの適正処理や環境負荷の低減につながる情報を提供することで、意識醸成の取組を推進します。

4.2.2 ごみの排出抑制・減量化

(1) 家庭ごみの排出抑制・減量化

1) 生ごみ処理機の購入費補助

両市では、生ごみの減量を図るため、家庭用生ごみ処理機等の購入補助を実施します。

2) ごみの有料化制度導入の検討

平成 28 年度の本計画策定時は、はだのクリーンセンター 1 施設での可燃ごみ処理体制へ移行するため、令和 3 年度までに焼却対象量の減量が計画どおり進まなかった場合には家庭ごみの有料化の導入に向けた検討を進めることとしていました。

しかし、令和 3 年度までに焼却対象量は順調に減量が図られていることから、はだのクリーンセンター 1 施設での安定的な処理を確保することを目的としての家庭ごみの有料化に向けた検討は見送るものとなりましたが、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制等の観点や、今後の情勢によっては、改めて有料化に向けた収集方法や料金設定等の具体的な条件の検討を行う場合があります。

(2) 事業系ごみの排出抑制・減量化

1) 優良事業所等認定制度の活用

秦野市では、秦野市分別・リサイクル優良事業所及び優良収集運搬許可業者認定制度や秦野市ごみ減量協力店登録制度を活用し、他事業者の模範となる資源化などの優良事例を広く周知することで、分別の徹底や資源化を促進します。

2) 事業者への指導

秦野市では、令和2年度から令和3年度にかけて実施した市内全事業所（約3,200社）への訪問調査の結果を踏まえ、事業系ごみの適正処理、ごみの発生抑制、再使用、再生利用及びこれらの徹底を前提とした枯渇性資源から再生材や再生可能資源への転換について提案、指導等を行います。

伊勢原市では、事業系ごみの減量化、資源化及び適正処理を促進するため、事業系ごみの排出基準の見直しを検討するとともに、市で作成した手引き書を事業者へ配布し、適正処理を促進します。

3) 多量排出事業者への指導

秦野市では、減量計画書の提出を求め、事業所ごとのごみ量の推移を把握し、ごみの排出状況に応じた分別や資源化を指導し、排出抑制を促進します。

伊勢原市では、減量化等計画書の提出を求めるとともに、排出実態把握のための立ち入り調査や実地指導の強化を図り、減量化・資源化指導を徹底します。

4) 事業系ごみの収集方法

秦野市では、収集運搬業許可業者が収集を行っています。

伊勢原市では、事業系ごみの一部を家庭ごみと同様に収集を行っている点を見直し、許可業者による収集への転換を検討します。

4.2.3 ごみの資源化強化

両市では、各種資源化に取り組んでおり、ごみ分別ガイドやごみ収集カレンダー等の媒体を用いて広く市民に分別徹底を促しています。その中でも特に推進・強化していくものについて記載します。

(1) 古紙類の資源化の推進

両市では、引き続き市民及び事業者に古紙類の分別を呼びかけ、資源化を推進します。

(2) プラスチックの資源化の推進

両市では、市民の理解と協力を求め、分別の徹底を図り資源化を推進します。また、製品プラスチックについては「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行に伴い、容器包装プラスチックと合わせた分別収集を検討します。

なお、秦野市では、民間の処理施設において、伊勢原市では、市の施設において、圧縮・梱包した容器包装プラスチックを容器包装リサイクル法に基づいた指定法人を通じて再商品化事業者へ引き渡します。

(3) 木質系粗大ごみの資源化の推進

両市では、木質系粗大ごみを中間処理業者にチップ化させたいうで、その事業者に引渡し、製紙工場のボイラー燃料等に再生利用しており、今後もこのような資源化を継続します。

伊勢原市では、粗大ごみ収集方法の効率化を図り、解体・分別作業を強化することにより、更なる資源化を推進します。

(4) 草木類の資源化の推進

秦野市では、収集日まで袋の口を開けるなどできるだけ水分を蒸発させるよう呼びかけ減量に努めるとともに、草木類の資源化（製紙工場のボイラー燃料等に再生利用）を継続します。

伊勢原市では、回収した草木類は主に堆肥として資源化しています。今後も、草木類の資源化について推進・強化していくよう総合的に検討を進めます。

(5) 小型家電の資源化の推進

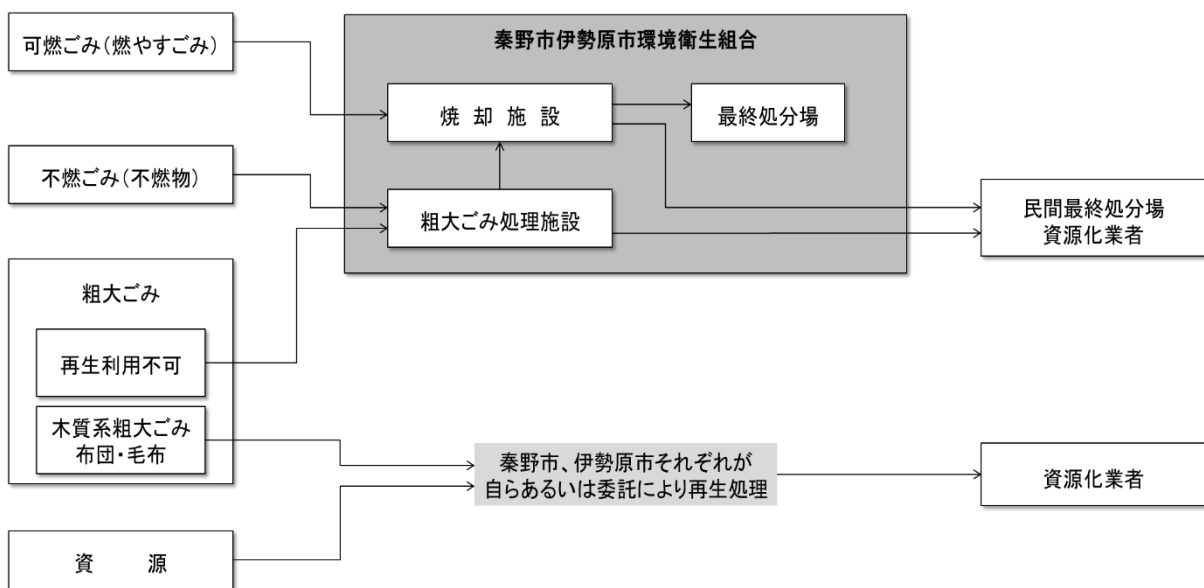
両市では、公共施設に設置する回収ボックスにより拠点回収し、有用金属（レアメタル等）の再生利用を図ります。

伊勢原市では、県が提案する福祉分野とタイアップした小型家電リサイクル事業（かながわモデル）に引き続き取り組みます。収集した小型家電製品を福祉事業所に引き渡して解体し、その売却益による障害者の工賃増加など、地域福祉の向上に努めます。

5. 中間処理・最終処分計画

5.1 中間処理・最終処分システム

本ブロックの中間処理・最終処分システムは、図 5.1 に示すとおりです。可燃ごみ（燃やすごみ）、不燃ごみ（不燃物）及び再生利用不可能な粗大ごみについては、環境衛生組合が中間処理、最終処分を実施しています。一方、再生利用可能な粗大ごみの一部（木質系粗大ごみ、布団）及び資源については、収集方法（排出方法、収集方式、収集頻度など）、資源化物の流通など、両市がそれぞれの処理体系をとることにより、柔軟に資源化を実施してきました。このような経緯と収集運搬の効率性を考慮し、これまでのとおり、両市それぞれが、自らあるいは委託により中間処理を行い、再生利用を図ります。



※粗大ごみのうち、再使用可能なものの一部は、両市において、販売を実施。

図 5.1 本ブロックの中間処理・最終処分システム

5.2 実施方針

中間処理計画及び最終処分計画に係る本ブロックの方針を図 5.2 に示します。

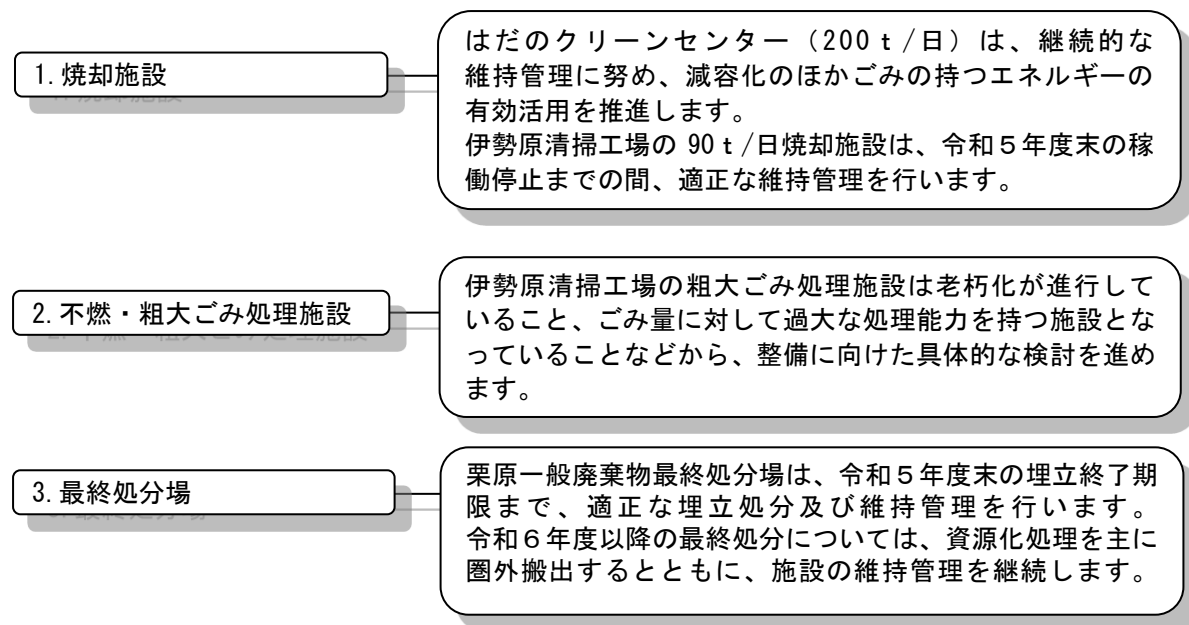


図 5.2 中間処理計画及び最終処分計画に係る本ブロックの方針

5.3 焼却施設

5.3.1 はだのクリーンセンターの運営

はだのクリーンセンターでは、法令より厳しい排ガスの自主規制値を設定することにより、周辺的生活環境や自然環境に配慮しつつ、今後も安全・安心で安定したごみ処理に努めていきます。なお、国の基本方針に基づき、ごみ焼却や灰の資源化等によって最終処分量の減量（減容化）にも努めます。

また、焼却の際に発生する熱を利用した発電や、秦野市が運営する温浴施設「名水はだの富士見の湯」への熱源供給を行うなど、サーマルリサイクルにより二酸化炭素削減に寄与します。

5.3.2 伊勢原清掃工場 90 t /日焼却施設の適正な維持管理

伊勢原清掃工場 90 t /日焼却施設については、稼働開始から 35 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、施設の状況やごみ減量等の進捗を注視しつつ、はだのクリーンセンター 1 施設体制への移行に向けた準備及び適正な維持管理を行います。

5.3.3 焼却処理の 1 施設体制移行

焼却処理については、伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設に係る維持管理経費等を削減する観点から、可燃ごみの減量・資源化施策をより一層推進し、新たな焼却対象量の削減施策を実施することで、現行計画から 2 年前倒しとなる令和 5 年度末までに、伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設を稼働停止し、はだのクリーンセンター 1 施設体制への移行を図ります。

5.3.4 施設の解体等

平成 25 年 6 月に廃止した伊勢原清掃工場 180 t / 日焼却施設については、周辺環境に影響がないよう、適切な維持管理を行うとともに、解体計画や跡地活用の検討を進めます。

5.3.5 安全・安心で安定した可燃ごみの処理体制の確保

両市及び環境衛生組合で協調、連携し、安全・安心で安定した可燃ごみ（燃やすごみ）の処理体制を確保します。

5.4 不燃・粗大ごみ処理施設

5.4.1 不燃・粗大ごみ処理施設整備の検討

粗大ごみ処理施設は、稼働開始から 45 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。施設整備については、将来のごみ量・ごみ質や立地条件などを総合的に勘案したうえで検討します。

5.4.2 安全・安心で安定した不燃・粗大ごみ処理体制の確保

両市及び環境衛生組合で協調、連携し、安全・安心で安定した不燃・粗大ごみの処理体制を確保します。

5.5 最終処分場

5.5.1 最終処分施策の検討

栗原一般廃棄物最終処分場は令和 5 年度末が埋立終了期限となっており、令和 6 年度以降の焼却灰の処理処分については、圏外の民間施設で資源化処理を中心とし、一部を埋立処分します。

5.5.2 跡地利用を考慮した埋立処分及び将来計画の検討

栗原一般廃棄物最終処分場については、跡地利用しやすい形状とするなど、地域住民の意向や関係機関との協議により、跡地利用を考慮した埋立処分を行うほか、将来計画を検討します。

5.5.3 適正な維持管理の継続

栗原一般廃棄物最終処分場は、埋立終了期限まで安全かつ適正な埋立処分及び浸出水の管理を行います。また、埋立終了後も、浸出水の管理等をはじめとした、維持管理を継続します。

6. 施設整備スケジュール

施設整備スケジュールを表 6.1 に示します。

表 6.1 施設整備スケジュール

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
焼却施設	はだのクリーンセンター (稼働)											↑
	伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設 (稼働)		↑	(令和5年度末までに稼働停止)								
	伊勢原清掃工場 180t/日焼却施設 (平成25年6月廃止済) (維持管理)		↑									
不燃・粗大ごみ 処理施設	伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設 (稼働)											↑
	次期計画											↑ (整備候補地・次期施設整備等の検討)
最終処分場	栗原一般廃棄物最終処分場 (稼働)		↑	(令和5年度末埋立終了)								↑ (次期施設整備)
	次期計画											↑ (圏外処分先の調査・確保) (全量圏外搬出の実施)

7. 湘南西ブロックにおける協力体制

7.1 通常時における協力体制

本ブロック及び平塚・大磯・二宮ブロックで構成する湘南西ブロック管内において、収集、中間処理、最終処分の各分野で相互情報交換を図ります。

7.2 緊急時・災害時における協力体制

緊急時や災害時には、湘南西ブロックのほかに、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町を加えた、神奈川県湘南地域県政総合センター管内の5市3町1一部事務組合と民間事業者間で締結している相互援助協定に基づき、一般廃棄物の適正処理や保管場所の確保等を含めた総合的な協力を行います。

資料編

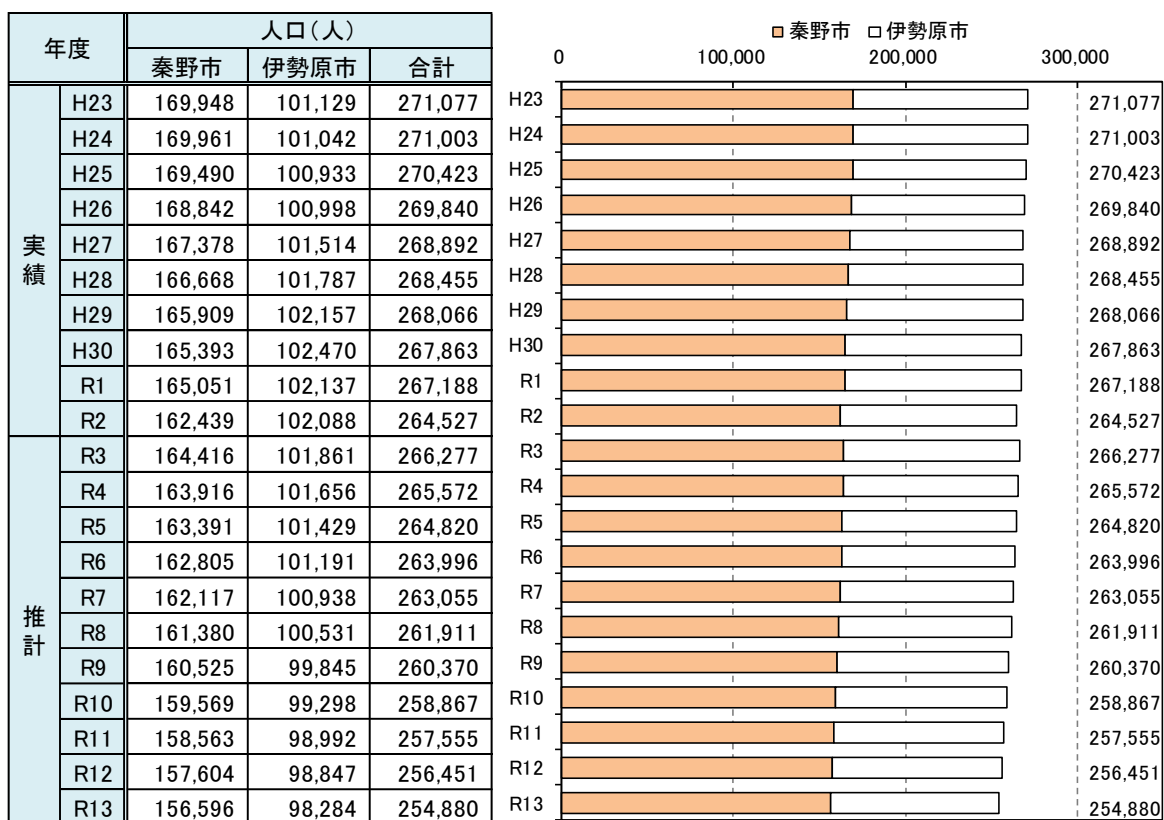
資料1 人口とごみ量の予測

(1) 人口の将来予測

本ブロックにおける将来予測人口を図 S1-1 に示します。

秦野市の人口は、秦野市人口ビジョン（令和3年3月時点）における人口推計、伊勢原市の人口は、令和2年度伊勢原市次期総合計画策定基礎調査における将来推計人口結果における人口推計を基に使用しています。

本ブロックの人口は、少子高齢化などの影響により今後も減少する見込みです。



※1 実績は、「統計はだの」（秦野市）、「統計いせはら」（伊勢原市）ともに10月1日付人口。

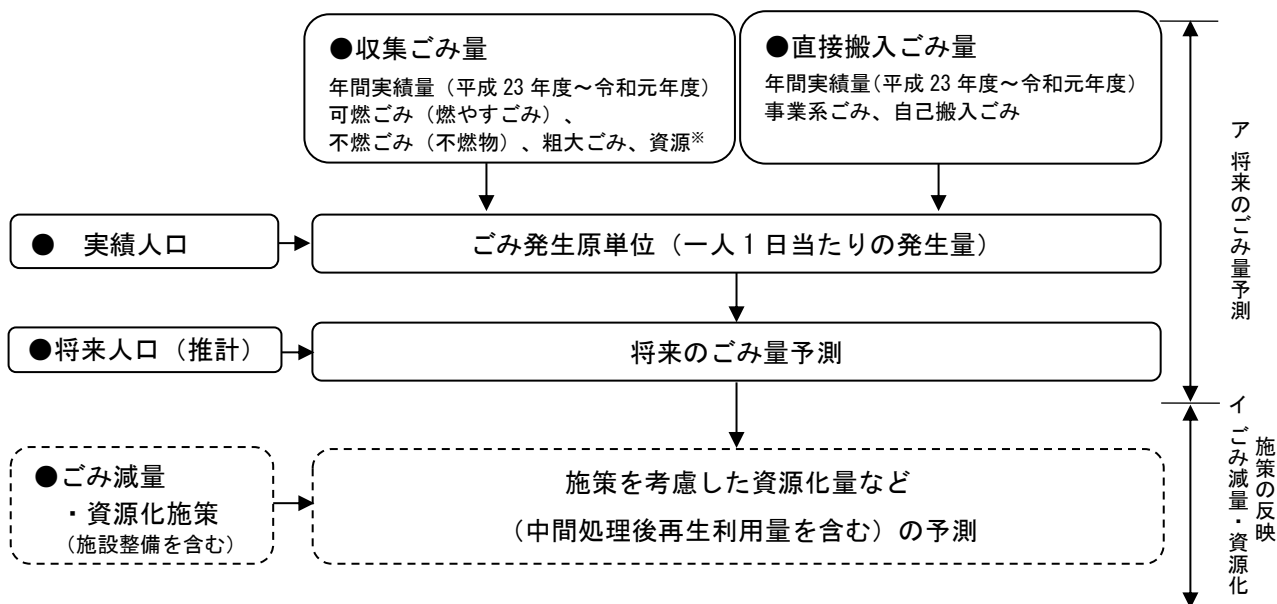
※2 秦野市の将来人口は、「秦野市人口ビジョン（令和3年3月時点）」を用いた。

※3 伊勢原市の将来人口は、「令和2年度伊勢原市次期総合計画策定基礎調査における将来推計人口結果」を用いた。

図 S1-1 将来人口の予測

(2) ごみ量の将来予測

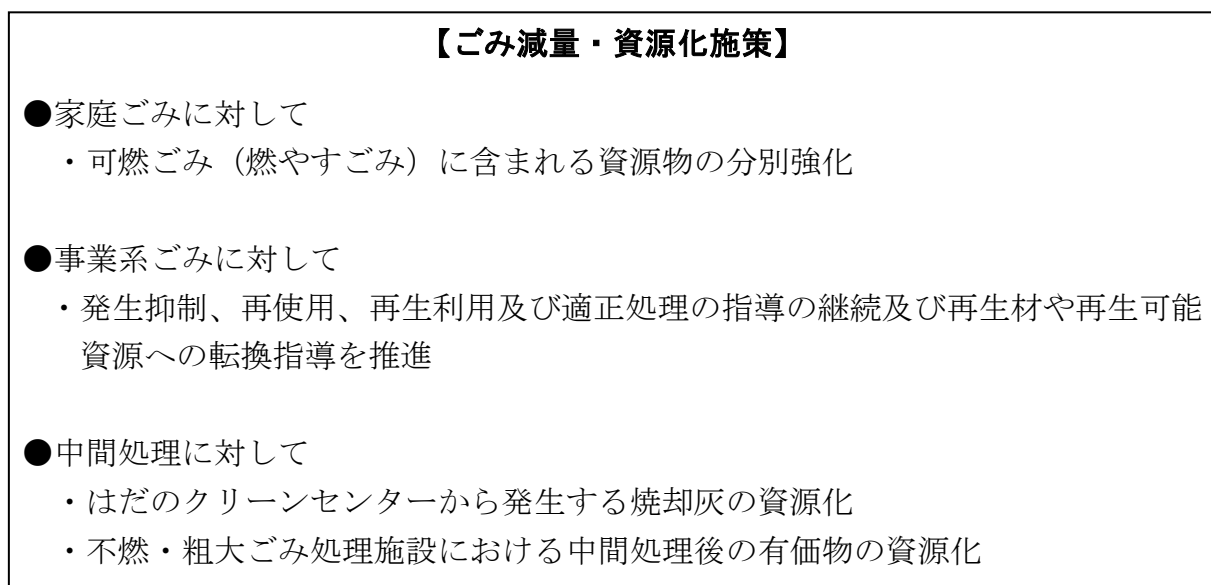
図 S1-2 に示すごみ量のフローのとおり、将来ごみ量予測を行っています。



※ 資源については、集団資源回収量を含む。なお新たに資源として収集を始めた品目については、収集を始めた年度からデータを使用。

図 S1-2 将来ごみ量予測フロー

両市のごみ量及び資源化量推計に当たっては、ごみ発生原単位を維持した（生活レベルを維持した）状態における将来推計を基とし、ごみ減量・資源化施策や中間処理後の再生利用を勘案した上で目標値等を定めています。



上記の施策等を踏まえた、ごみ量予測を表 S1-1 に示します。

表 S1-1 将来ごみ量及び資源化量予測

項 目		実績										推計										
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
家庭ごみ	計画収集 ① (t/年)	70,221	70,480	70,193	68,553	67,909	66,926	65,183	64,537	64,325	65,778	64,126	63,860	63,577	63,215	62,890	62,520	62,078	61,646	61,262	60,954	60,549
	可燃ごみ (t/年)	51,154	51,771	52,204	51,649	51,472	50,881	49,125	47,448	44,497	44,696	44,347	43,614	43,142	42,040	41,268	40,639	40,302	39,967	39,672	39,437	39,135
	不燃ごみ (t/年)	1,882	1,766	1,668	1,511	1,651	1,593	1,606	1,669	1,783	2,060	1,777	1,772	1,767	1,761	1,755	1,747	1,737	1,728	1,719	1,711	1,700
	粗大ごみ (t/年)	1,726	1,794	1,679	1,491	1,449	1,443	1,495	1,494	1,632	1,925	1,527	1,523	1,518	1,513	1,508	1,501	1,493	1,484	1,477	1,470	1,461
	収集資源 ② (t/年)	15,459	15,149	14,641	13,901	13,337	13,009	12,957	13,926	16,413	17,097	16,475	16,951	17,150	17,901	18,359	18,633	18,546	18,467	18,394	18,336	18,253
	自己搬入ごみ ③ (t/年)	1,708	1,632	1,806	1,824	1,990	1,899	1,237	913	934	986	931	928	926	924	920	916	910	905	901	897	891
	個人搬入可燃ごみ (t/年)	1,578	1,514	1,679	1,713	1,879	1,776	1,122	783	797	868	794	792	790	788	785	781	777	773	769	766	761
	個人搬入不燃ごみ (t/年)	130	118	127	110	111	123	115	130	137	118	137	136	136	136	135	135	133	132	132	131	130
	集団資源回収 ④ (t/年)	953	949	893	813	804	755	707	603	502	379	500	499	497	495	493	491	489	485	482	479	476
	家庭ごみ計 ⑤=①+③+④ (t/年)	72,882	73,061	72,892	71,188	70,703	69,580	67,127	66,053	65,761	67,143	65,557	65,287	65,000	64,634	64,303	63,927	63,477	63,036	62,645	62,330	61,916
(原単位) ⑥=⑤/①/年間日数*10の6乗 (g/人日)	736.6	738.6	738.5	722.8	720.4	710.1	686.1	675.6	674.3	695.4	674.5	673.5	672.5	670.8	669.7	668.7	667.9	667.1	666.4	665.9	665.5	
事業系ごみ ⑦ (t/年)	12,544	12,902	13,091	13,235	13,508	13,669	13,997	14,227	14,114	12,609	14,065	13,922	13,618	13,311	13,159	12,995	12,919	12,844	12,778	12,722	12,643	
減量率 (R1基準) (%)	11.1	8.6	7.2	6.2	4.3	3.2	0.8	-0.8	0.0	10.7	0.3	1.4	3.5	5.7	6.8	7.9	8.5	9.0	9.5	9.9	10.4	
減少量 (R1基準) (t/年)	1,570	1,212	1,023	879	606	445	117	-113	0	1,505	49	192	496	803	955	1,119	1,195	1,270	1,336	1,392	1,471	
総量	総ごみ排出量 ⑧=⑤+⑦ (t/年)	85,426	85,963	85,983	84,423	84,211	83,249	81,124	80,280	79,875	79,752	79,622	79,209	78,618	77,945	77,462	76,922	76,396	75,880	75,423	75,052	74,559
ごみ排出量(資源除く) ⑨=⑧-(②+④) (t/年)	69,014	69,865	70,448	69,709	70,070	69,485	67,460	65,751	62,960	62,276	62,647	61,759	60,971	59,549	58,610	57,798	57,361	56,928	56,547	56,237	55,830	
減量率 (R1基準) (%)	-9.6	-11.0	-11.9	-10.7	-11.3	-10.4	-7.1	-4.4	0.0	1.1	0.5	1.9	3.2	5.4	6.9	8.2	8.9	9.6	10.2	10.7	11.3	
原単位	総ごみ排出量 ⑩=⑧/①/年間日数*10の6乗 (g/人日)	863.4	869.0	871.1	857.2	858.0	849.6	829.1	821.1	819.0	826.0	819.2	817.1	813.4	808.9	806.8	804.6	803.9	803.1	802.3	801.8	801.4
家庭ごみ排出量 ⑪=⑤/①/年間日数*10の6乗 (g/人日)	736.6	738.6	738.5	722.8	720.4	710.1	686.1	675.6	674.3	695.4	674.5	673.5	672.5	670.8	669.7	668.7	667.9	667.1	666.4	665.9	665.5	
ごみ排出量(資源除く) ⑫=⑨/①/年間日数*10の6乗 (g/人日)	697.5	706.3	713.7	707.8	713.9	709.1	689.5	672.5	645.6	645.0	644.6	637.1	630.8	618.0	610.4	604.6	603.6	602.5	601.5	600.8	600.1	
減量率 (R1基準) (%)	-8.0	-9.4	-10.5	-9.6	-10.6	-9.8	-6.8	-4.2	0.0	0.1	0.2	1.3	2.3	4.3	5.5	6.4	6.5	6.7	6.8	6.9	7.0	
減少量 (R1基準) (g/人日)	-52	-61	-68	-62	-68	-64	-44	-27	0	1	1	9	15	28	35	41	42	43	44	45	46	
総資源化量 ⑬=②+④ (t/年)	16,412	16,098	15,535	14,714	14,141	13,764	13,664	14,529	16,915	17,476	16,975	17,450	17,647	18,396	18,852	19,124	19,035	18,952	18,876	18,815	18,729	
施設における資源化量 ⑭=⑩+⑫ (t/年)	2,483	2,706	5,295	4,820	5,160	3,087	3,082	3,012	4,965	4,828	4,856	4,581	4,476	7,775	6,872	6,951	6,901	6,853	6,809	6,775	6,727	
総資源化量(中間処理後含む) ⑮=⑬+⑭ (t/年)	18,895	18,804	20,830	19,534	19,301	16,851	16,746	17,541	21,880	22,304	21,831	22,031	22,123	26,170	25,725	26,075	25,936	25,804	25,686	25,590	25,456	
資源化率 ⑯=⑮/⑧ (%)	19.2	18.7	18.1	17.4	16.8	16.5	16.8	18.1	21.2	21.9	21.3	22.0	22.4	23.6	24.3	24.9	24.9	25.0	25.0	25.1	25.1	
資源化率(中間処理後含む) ⑰=⑮/⑨ (%)	22.1	21.9	24.2	23.1	22.9	20.2	20.6	21.8	27.4	28.0	27.4	27.8	28.1	33.6	33.2	33.9	33.9	34.0	34.1	34.1	34.1	
人口 ⑱ (人)	271,077	271,003	270,423	269,840	268,892	268,455	268,066	267,863	267,188	264,527	266,277	265,572	264,820	263,996	263,055	261,911	260,370	258,867	257,555	256,451	254,880	

本組合における資源化量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、蛍光灯など。圏外民間処理施設への委託分含む)

項 目		実績										推計									
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
焼却施設における資源化量 ⑲ (t/年)	403	397	3,257	2,985	3,120	1,187	1,206	1,128	2,987	3,142	2,885	2,485	2,385	4,706	4,703	5,012	4,974	4,937	4,902	4,876	4,840
粗大ごみ処理施設における資源化量 ⑳ (t/年)	2,080	2,309	2,038	1,835	2,040	1,900	1,876	1,884	1,978	1,686	1,971	1,966	1,961	1,954	1,947	1,939	1,927	1,916	1,907	1,899	1,887
圏外搬出資源化量 ㉑ (t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	130	130	1,115	222	0	0	0	0	0	0

本組合における焼却対象量、埋立量及び最終処分率(圏外民間処理施設への委託分含む)

項 目		実績										推計									
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
焼却対象量 (t/年)	65,685	63,678	68,290	65,801	66,550	67,302	65,277	63,462	60,495	59,450	60,192	59,180	58,459	56,000	55,963	55,385	54,962	54,543	54,173	53,875	53,482
埋立量 (t/年)	9,023	8,087	5,462	5,062	5,025	7,112	6,657	6,403	4,184	4,239	4,278	4,457	4,481	1,899	1,898	1,344	1,334	1,324	1,317	1,309	1,301
最終処分率 (%)	10.6	9.4	6.4	6.0	6.0	8.5	8.2	8.0	5.2	5.3	5.4	5.6	5.7	2.4	2.4	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7

※ 端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。

資料2 家庭ごみの組成分析

(1) 目的

本調査は、本ブロックにおける各家庭から発生する家庭ごみのうちの可燃ごみ（燃やすごみ）について、ごみ質組成などを調査し、基礎的な資料を得ることを目的とします。

(2) 調査対象地域及び調査日程

表 S2-1 調査対象地域の現況

調査対象地域	都市計画用途地域	位置・特徴
商店地域	近隣商業地域	小田急線駅周辺に位置する商店地域
戸建住宅地域	第1種低層住居 専用地域	民間開発された新興住宅地域
市街地周辺地域	市街化調整区域	郊外の農家や戸建住宅が混在する古くからの集 落地域
高層住宅地域	第1種中高層住居 専用地域	分譲マンションで一つのコミュニティが形成さ れている地域

表 S2-2 調査の日程

	調査対象地域	調査日程	
		秦野市	伊勢原市
第1回 調査	商店地域	令和2年9月28日(月)	令和2年9月28日(月) 令和2年9月29日(火)
	戸建住宅地域	令和2年9月28日(月)	令和2年9月28日(月)
	市街地周辺地域	令和2年9月29日(火)	令和2年9月29日(火)
	高層住宅地域	令和2年9月29日(火)	令和2年9月29日(火)
第2回 調査	商店地域	令和2年12月7日(月)	令和2年12月7日(月) 令和2年12月8日(火)
	戸建住宅地域	令和2年12月7日(月)	令和2年12月7日(月)
	市街地周辺地域	令和2年12月8日(火)	令和2年12月8日(火)
	高層住宅地域	令和2年12月8日(火)	令和2年12月8日(火)
第3回 調査	商店地域	令和3年3月1日(月)	令和3年3月1日(月) 令和3年3月2日(火)
	戸建住宅地域	令和3年3月1日(月)	令和3年3月1日(月)
	市街地周辺地域	令和3年3月2日(火)	令和3年3月2日(火)
	高層住宅地域	令和3年3月2日(火)	令和3年3月2日(火)
第4回 調査	商店地域	令和3年6月7日(月)	令和3年6月7日(月) 令和3年6月8日(火)
	戸建住宅地域	令和3年6月7日(月)	令和3年6月7日(月)
	市街地周辺地域	令和3年6月8日(火)	令和3年6月8日(火)
	高層住宅地域	令和3年6月8日(火)	令和3年6月8日(火)

(3) 調査結果

令和2年9月、12月、令和3年3月、6月に行った調査結果及び年間平均値を表 S2-3 に示します。

排出割合の多いものとして、厨芥類に含まれる「調理くず（約23%）」、紙類に含まれる「資源化できない紙類（約12%）」、プラスチック類に含まれる「容器包装プラスチック（約10%）」などが挙げられます。

容器包装プラスチックの削減を図るには、市民に理解と協力を求めながら、マイバッグの利用やマイボトルの持参など、ごみを出さないライフスタイルへの転換を促進していく必要があります。

また、両市では容器包装プラスチックの分別収集を行っていますが、国において「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（略して「プラスチック資源循環法」）が施行されること等に基づき、減量化の検討をしていく必要があります。

なお「木・竹・わら類」は両市共に新たな資源物（草木類）として指定したことで、可燃ごみ（燃やすごみ）排出量の減量につながっています。

他にも、既に資源物として回収している品目で可燃ごみ（燃やすごみ）に混入しているものがあるため、より一層の分別強化を啓発していく必要もあります。

資料3 事業系ごみの組成分析

(1) 目的

本調査は、事業系ごみを対象として組成分析調査を実施し、資源物の混入状況等を把握したうえで、ごみ減量・資源化施策を検討する基礎資料を得ることを目的とします。

(2) 調査日程

表 S3-1 調査の日程

業者名	収集地区	令和3年 6月9日(水)	令和3年 6月10日(木)	令和3年 6月11日(金)
A	秦野市	12:30	—	—
B		—	8:30	—
C		—	10:05	—
D		—	13:40	—
E	伊勢原市	10:30	—	—
F		14:00	—	—
G		—	12:15	—
H		—	—	9:05

(3) 調査結果

各業者が回収した事業系ごみの調査結果を表 S3-2 調査結果に示します。

資源化可能な品目で排出割合の多いものとして、「その他容器包装プラ」が約20%、「雑紙、広告、チラシ」及び「紙箱類」が約3%などが挙げられます。ただし、「その他容器包装プラ」に関しては、汚れの有無によって資源化可否が決まるため、全量が資源化可能とはならない点は留意する必要があります。

事業系ごみへの展開検査を強化し、事業者及び許可業者に対し指導を行うことで、減量・資源化を図ること並びに、資源化できるにも関わらず、可燃(燃やす)ごみとして排出されることがある「シュレッダー破碎後の紙」や「レシート等感熱紙」、厨芥類に含まれる「残飯(食べ残し)」や「未開封品(直接廃棄)」等の排出事業者による分別、資源化及び食品ロスの削減が促進されれば、事業系ごみの20%程度の削減が可能と推察されます。

表 S3-2 調査結果

大分類	小分類	業者名 収集重量 (kg)	秦野市					伊勢原市					両市 平均
			A	B	C	D	平均	E	F	G	H	平均	
			105.7	103.2	108.2	102.6	-	103.7	105.0	105.2	103.3	-	
1 紙類	1-1 新聞紙	-	-	-	0.0	0.0	0.5	-	-	-	0.1	0.1	
	1-2 雑紙、広告、チラシ	3.9	4.0	2.2	2.7	3.2	3.3	0.7	3.4	1.5	2.2	2.7	
	1-3 雑誌、書籍	0.9	1.0	1.3	7.7	2.7	-	-	1.0	-	0.3	1.5	
	1-4 段ボール	1.2	0.5	0.1	0.4	0.6	0.1	0.3	0.5	-	0.2	0.4	
	1-5 紙パック(アルミ付き)	0.2	0.4	0.4	0.1	0.3	0.1	0.1	0.0	0.2	0.1	0.2	
	1-6 紙パック(アルミなし)	0.1	0.7	0.2	0.7	0.4	0.1	0.3	0.2	1.1	0.4	0.4	
	1-7 紙箱類	7.1	4.1	1.7	3.6	4.1	0.4	3.0	1.9	1.1	1.6	2.9	
	1-8 紙袋	0.3	4.0	0.8	-	1.3	-	-	0.4	0.0	0.1	0.7	
	1-9 その他紙製容器包装	1.8	1.7	1.2	1.4	1.5	0.3	0.9	1.0	1.0	0.8	1.2	
	1-10 その他紙類(1)	1.1	0.8	1.7	1.0	1.1	0.1	0.8	1.0	0.8	0.7	0.9	
	1-11 その他紙類(2)	0.1	0.2	0.1	-	0.1	0.0	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	
	1-12 資源化できない紙類	29.9	23.3	28.5	18.1	24.9	11.4	16.9	32.5	28.6	22.4	23.7	
2 繊維類	2-1 衣類	1.2	-	-	-	0.3	0.1	-	0.4	-	0.1	0.2	
	2-2 その他	0.2	1.0	2.5	5.3	2.3	0.5	0.3	2.4	2.1	1.4	1.8	
3 プラスチック類	3-1 ベットボトル	0.2	0.2	0.4	0.6	0.3	0.1	0.0	0.0	0.3	0.1	0.2	
	3-2 その他容器包装プラ(発泡スチロール)	0.0	0.0	-	-	0.0	-	-	-	-	-	0.0	
	3-3 その他容器包装プラ(白色トレイ)	0.2	0.2	1.1	0.0	0.4	0.0	0.4	0.0	0.0	0.1	0.2	
	3-4 その他容器包装プラ	25.7	19.3	30.9	13.5	22.4	13.1	23.0	15.0	16.9	17.0	19.7	
	3-5 その他のプラスチック	10.6	1.5	1.0	0.3	3.4	0.7	0.5	5.2	0.2	1.6	2.5	
4 厨芥類	4-1 調理くず	0.4	7.4	14.2	1.2	5.8	6.7	13.7	0.1	9.9	7.6	6.7	
	4-2 調理くず(過剰除去) ※推算値	0.2	2.3	1.5	2.3	1.6	5.0	2.6	0.4	3.2	2.8	2.2	
	4-3 残飯(食べ残し)	2.1	8.9	2.7	4.8	4.6	42.5	13.6	1.0	18.8	19.0	11.8	
	4-4 未開封品(直接廃棄)	0.3	9.4	0.1	19.2	7.3	5.8	1.1	2.9	6.3	4.0	5.6	
5 木・竹・わら類	5-1 剪定枝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5-2 雑草、草花、落ち葉	1.7	0.0	0.0	9.6	2.8	3.0	0.0	0.4	-	0.8	1.8	
	5-3 竹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5-4 その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6 その他可燃物	6-1 紙おむつ	1.3	4.2	0.9	1.0	1.8	0.1	16.8	22.7	0.0	9.9	5.9	
	6-2 その他	6.6	2.6	4.3	3.8	4.3	5.4	1.4	6.7	5.6	4.8	4.5	
7 金属類	7-1 アルミ缶	0.0	0.0	-	-	0.0	-	-	-	0.0	0.0	0.0	
	7-2 スチール缶	-	-	-	0.1	0.0	-	-	-	0.1	0.0	0.0	
	7-3 カセット・スプレー缶	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	7-4 その他鉄類	0.0	-	0.0	0.0	0.0	-	0.1	-	-	0.0	0.0	
	7-5 その他非鉄類	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	
8 びん類	8-1 透明びん(飲料用及び食料用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	8-2 茶色びん(飲料用及び食料用)	-	0.3	-	0.3	0.1	-	-	-	0.1	0.0	0.1	
	8-3 他色びん(飲料用及び食料用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	8-4 その他びん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9 蛍光灯	9-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10 電池	10-1	-	-	-	-	-	0.0	-	-	0.2	0.1	0.0	
11 体温計	11-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12 その他不燃物	12-1 小型家電	-	-	0.0	-	0.0	-	2.2	0.0	-	0.6	0.3	
	12-2 ガラス・セトモノ類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12-3 刃物類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12-4 その他	0.3	0.1	0.0	-	0.1	-	-	-	-	-	0.1	
13 廃食用油	13-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14 排出容器	14-1	2.2	1.6	2.1	2.2	2.0	0.6	0.8	0.4	1.6	0.9	1.5	
合計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

※1 数値の表記について、“0.0”は排出があり、“-”は排出がなかったことを示す。

※2 端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。

資料4 用語の解説

あ行

一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物のことで、日常生活に伴って生じる家庭ごみ、粗大ごみ、し尿などのほか、事業活動に伴って生じる生ごみ、紙くず、木くずも含まれます。

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

エネルギー回収

ごみを焼却した際に発生する熱エネルギーを回収して、発電や熱供給などの有効利用を図ることです。

か行

許可業者

市が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づいて一般廃棄物に関する処理業（収集運搬・処分）の許可をした事業者です。

原単位

生産や販売、生活などの活動を行う際に、一定量の活動成果を得るために使用・排出される要素（原材料、エネルギー、廃棄物など）の数量を指します。本計画では、一人1日当たりのごみ量として用いています。

小型家電

小型電気電子機器のうち、家電リサイクル法対象品目以外の携帯電話やデジタルカメラなどの96品目を指します。

ごみ排出量

収集ごみ量と直接搬入ごみ量を合計したものです。

ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱を利用してボイラーで高温・高圧の蒸気を作り、その蒸気でタービンを回して発電することです。

コンベヤ選別

コンベヤ上を移動していく資源物の中から、手作業で不適物などを取り除いていく方式のことです。

さ行

サーマルリサイクル

ごみを焼却処理する際に発生する熱エネルギーを回収して利用することです。

再使用（リユース）

廃棄物となる製品を循環資源としてそのまま使用することや、その全部または一部を、部品及び製品の一部として利用することです。例えば、リターナブルビンのように繰り返し使用するものなどが挙げられます。

再生利用（リサイクル）

廃棄物の全部または一部を原材料として利用することです。スチール缶を鋼材の原料にするなどの例が挙げられ、マテリアルリサイクルと呼ばれています。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類」といった法で直接定められた6種類と、政令で定めた14種類の計20種類のものを産業廃棄物といいます。

資源化

不用となって排出されたものを、原材料として再び利用できるように加工することです。

自己処理責任

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されており、その責任のことです。

収集ごみ

市で収集する廃棄物です。この中には可燃ごみ、資源（古紙、衣類、缶、ビン、容器包装プラスチック、蛍光灯など）、不燃ごみ及び粗大ごみが含まれます。

集団資源回収

自治会、PTA、子ども会などが主体となり、特定の日には古紙、アルミ缶、布類などの資源物を回収し、資源物回収業者に引き取ってもらうことです。

循環型社会

廃棄物等の発生を抑制し（排出抑制）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（リサイクルやリユース）、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のことです。

準好気性埋立

廃棄物（埋立物）を早期に分解するため、密閉状態にせず、集水管（埋立物から浸み出した水を集め、水処理施設に送る管）などの開放部分から埋立層内に空気を取り込む構造のことです。

食品ロス

本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことです。食品の生産、製造、販売、消費等の各段階で日常的に多くの食品ロスが発生し、食料資源の過剰な利用や経済的損失等が生じています。

ストーカ式

ごみ焼却炉の処理方式のひとつで、ストーカと呼ばれる火格子を炉内で機械的に動かして、ごみを送りながら火格子の下から燃焼用空気を送る構造です。

3 R

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つのR (ルール) の総称です。リデュースとは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。リユースとは、使える物は、繰り返し使うことです。リサイクルとは、ごみを資源として再び利用することです。

3 R + Renewable

3 Rの考えに加え、特に使い捨てのプラスチック容器包装・製品について、無駄に使われる資源を減らすとともに、原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に切り替えた上で、できる限り長期間使用し、使用後は分別回収し、再生利用や熱回収によるエネルギー利用を図ることです。

セル方式

埋立物が風などで飛散しないように、埋立物の上や横面に土を被せて、セル(細胞)状に仕上げる方式のことです。

総ごみ排出量

ごみ排出量(収集ごみ量と直接搬入ごみ量の合計)と集団資源回収量の合計のことです。

組成分析

ごみの中にどのような種類のごみがどれだけ含まれているかを調査することです。本計画においては、「家庭から出された可燃ごみ」と「事業所から排出された可燃ごみ」を対象に調査を行い、効果的な施策検討のための基礎資料としました。

た行

縦型回転式

機械上部から投入されたごみ(粗大ごみ等)を、高速回転する刃で破砕する方式です。縦型回転式ではごみの自然落下によって徐々に破砕されていくため、横型と比べ効率的に処理を行うことができます。

多量排出事業者

1ヵ月に基準以上の事業系一般廃棄物を指定処理施設に搬入する事業者のことです。秦野市では、「秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第13条に、伊勢原市では「伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例」第12条に規定されています。

厨芥類(ちゅうかいりい)

調理くず、残飯(食べ残し)、未開封品(未開封の食品、未加工の食材等)といったいわゆる生ごみが属するごみ分類のことです。

直接搬入ごみ量

はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場に搬入される廃棄物のうち、市民及び事業者が自己搬入するごみ並びに許可業者が搬入する事業系ごみの合計量のことをいいます。

ディスポーザー

キッチンの排水溝に取付け、生ごみを粉碎処理する電化製品です。粉碎後は水と共に下水道に流れ込み処理されます。

鉄筋コンクリート水密構造

水を透過しにくい（水密構造）コンクリートの芯に鉄筋を使用し、強度を高めた構造です。ごみピットでは生ごみ等から水分が漏出することが考えられるため、水を透過しにくいコンクリートを使用することが多くあります。

出前講座（秦野市）・出前ミーティング（伊勢原市）

市民の要請に応じて、職員等が出向き、環境学習等をはじめとした学びの場を提供する施策です。

展開検査

焼却施設に搬入される可燃（燃やす）ごみを、地面に広げることなどによって目視検査し、資源物等のほか不燃物をはじめとする搬入不適物の混入有無を確認することです。必要に応じて、排出者へ指導等を実施します。

天井走行クレーン

ごみピット等の上部に設けられた線路上を走行するクレーンのことです。天井をクレーンが走るように見えるためこのように呼ばれています。

店頭回収

スーパーの店頭などで事業者自らが自主的に缶、ビン、食品トレーなどを回収することです。

な行

生ごみ処理機

生ごみの減量・堆肥化を目的とした処理装置です。電動式、非電動式及びディスポーザーがあります。電動式には電気で適温に加熱し微生物による分解を促進するタイプと熱により乾燥させるタイプがあります。

は行

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く)」のことです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、食品廃棄物、建設発生木材などがあります。

排出抑制

生ごみの減量や製品の再使用など、市民や事業者の努力によりごみの排出を抑制することです。

発生抑制 (リデュース)

ごみになるものを作らない、売らない、買わないことなどによりごみの発生そのものを抑制することです。消費者がレジ袋をもらわない、詰め替え商品を選ぶことなどは発生抑制になります。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和4年4月1日に施行予定であり、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組 (3R+Renewable) を促進するための措置を講じたものです。

分別収集

市や収集業者が定期的に収集場所などに出された、可燃ごみ、不燃ごみや雑誌類、段ボール、缶、ビン、容器包装プラスチックなどの資源物を分けて収集することです。

ま行

マイバッグ運動

レジ袋の使用量を削減するために、買い物に行くときに繰り返して使用できる袋を持って行くことを推進する運動です。

マテリアルリサイクル

ごみを原料として再利用することです。サーマルリサイクルと区別するために使用されます。

名水はだの富士見の湯

はだのクリーンセンターに隣接する温浴施設です。サーマルリサイクルの一環で、はだのクリーンセンターから熱源供給を行っています。

や行

油圧プレス式

油圧の力を用いてプレス（圧縮）を行うことです。アルミニウムやステンレスなどの非鉄類を圧縮する際に用います。

容器包装プラスチック

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」で規定されている容器包装廃棄物のうち、主として食品用途のプラスチック製の容器包装のことです。

ら行

リチウムコイン電池

形状から一般的にボタン電池（またはコイン電池、マイクロ電池、ミニチュア電池）と呼ばれる電池のことです。回収後は、資源や有害物質を取り出してリサイクルされます。

レアメタル

希少金属（きしょうきんぞく）ともいい、非鉄金属のうち、様々な理由から産業界での流通量・使用量が少なく希少な金属のことをいいます。レアメタルには、プラチナ・モリブデン・コバルト・ニッケルなど、31種類があります。身近な機器の中にも使用されており、携帯電話のバイブレーション用モーターや、デジタルカメラの手振れ補正機能、液晶パネルなどに使用されています。

湘南西ブロック
秦野・伊勢原ブロック ごみ処理広域化実施計画
(平成29年度～令和13年度)

令和4年3月 発行

編集・発行 : 秦野・伊勢原ブロック
秦野市、伊勢原市、秦野市伊勢原市環境衛生組合

秦野市伊勢原市環境衛生組合 施設課
〒257-0031
神奈川県秦野市曾屋4624番地
T e l : 0463-82-2502
F a x : 0463-83-5933
E-mail : keikaku@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp